私大退職金財団報

財団法人 私立大学退職金財団

平成 21 年度 退職金等に関する実態調査報告書

7	本調査幸	B告の概要
7	本調査で	で使用する用語の意味と表記
Ē	調査の目	目的、調査概要、維持会員の内訳
á	維持会員	員の地域区分、維持会員の規模区分
Ι	基本	事項
	A 1	教職員の登録状況
	A 2	日本公認会計士協会学校法人委員会報告第29号による会計処理9
	A 3	退職給与引当金の計上割合10
	A 4	退職給与引当特定預金の計上割合14
	A 5	教職員の定年年齢15
	A 6	選択定年制の導入状況24
Π	退職会	企 規程等
	В 1	退職金規程の適用対象25
	B 2	退職金の支給条件として必要な勤続期間28
	В 3	退職金の算定方法30
	B 4	退職金の算定基礎額33
	В 5	「定年退職」と「自己都合退職」の退職金額の差35
	В 6	退職金の支給率の基準37
	В 7	退職金の支給日42
	В8	退職金の支払方法44
	В 9	退職金の増減規定の有無46
	B10	退職金の返還規定の有無46
Ш	その作	<u>1</u>
	C 1	今後の退職予定者
3	平成 21	年度 退職金等に関する実態調査 調査用紙

平成21年度 退職金等に関する実態調査報告の概要

本調査は、当財団の寄附行為第4条第2号および第3号に定める事業として、退職資金交付事業の改善・ 充実並びに維持会員の退職金制度の研究を目的として、全ての会員を対象に実施しました。

今年度の調査内容は、前年度までの調査の基本的項目と、新たに「退職金規程」および「今後の退職予定者数」の3項目(17 問)としました。集計にあたっては、「教員と職員」、「大学法人と短大法人等」、「地域」および「規模(入学定員数)」に区分し、比較しました。また、会員から収集した退職金規程等の内容も集計し、事例を掲載しました。

本調査は、平成16年度から引き続き6年目となりますが、例年と同じく全ての会員(608会員)から回答をいただき、私立大学等における退職金制度等の経年変化や実態を把握する上で貴重な情報となりました。 ご多忙の中、調査にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

I 基本事項

1 教職員の登録状況について

会員である学校法人に勤務する教職員のうち、各学校法人の退職金規程に基づいて退職金を支給する大学、短期大学、高等専門学校の教職員数は 188,413 人(前年度 190,730 人)です。このうち、当財団に登録している教職員数は 134,213 人(前年度 136,949 人)で、その割合は 71.2%(前年度 71.8%)でした。 更に教職員別に登録者をみると、教員数は 79,989 人で 88.9%(前年度 81,058 人 89.5%)、職員数は 54,224人で 55.1%(前年度 55,891 人 55.8%)でした。また、大学法人と短大法人等別でみると、大学法人の登録者数は 130,131 人で 70.7%(前年度 132,771 人 71.3%)、短大法人等の登録者数は 4,082 人で 93.3%(前年度 4,178 人 90.3%)でした。

2 退職給与引当金について

退職給与引当金の会計処理については、592 会員(全会員数の608 会員から平成21 年度に新規に加入した5会員を除いた603 会員中98.2%)が日本公認会計士協会学校法人委員会報告第29 号に則った会計処理を行っています。

また、退職給与引当金の計上割合は、要支給額に対して「100%」としている会員が69.0%(416 会員)と前年度より1ポイント減少したのに対し、「80%以上」が6.1%(37 会員)と3ポイント増加しています。 退職給与引当金の計上割合を入学定員規模別に比較すると、入学定員が「3,000 人以上」の規模の会員では、「50%以上80%未満」としている割合が高く、ほかの会員と差がありました。

退職給与引当金に対する退職給与引当特定預金の保有割合は、「75%以上」としている会員が38.8% (234 会員)でした。それに対して、退職給与引当特定預金を決算で「計上していない」会員が26.5% (160 会員)でした。

3 定年年齢について

定年年齢のうち最も多かったのは、教員は「65 歳」としている会員で53.6%(326 会員)、職員は「60 歳」で47.5%(289 会員)であり、次に、教員の「70 歳」が17.6%(107 会員)、職員の「65 歳」が37.0%(225 会員)でした。前年度と比較すると、教員は「65 歳」が増加し「70 歳」が減少しています。なお、「定年制度が無い(廃止した等)」と回答した会員が、今年度では3会員ありました。

定年年齢を地域別に比較すると、関東甲信越地域の教員において「70歳」の割合が高く、また東京、京都・大阪並びにそれら近郊の地域の職員において「65歳」としている会員が多くなっており、ほかの地域に比べて、定年年齢が高い会員が多くなっていました。なお、どの地域も大学法人の定年年齢が、短大法人等と比較して高くなっている傾向にあります。

選択定年制の導入状況は、昨年度と同じ傾向で、教員では、「設けている」としている会員が、大学法人が33.9% (167 会員)、短大法人等が13.9% (16 会員) でした。職員では、大学法人が36.5% (180 会員)、短大法人等が14.8% (17 会員) となっています。

Ⅱ 退職金規程等

1 退職金規程の適用対象について

今年度は、労働基準法(第89条第1項第3号の2)に定める退職金制度として定めなければならない項目等について、規定化の状況を調査しました。

「適用される労働者の範囲」は、「専任の教職員」と規定している会員が73.4%(446 会員)となっています。

2 退職金の決定、計算について

「退職金の支給条件として必要な勤続期間」は、「1年以上」と規定している会員が77.8% (473 会員) で、「0年以上(半年以上等1年未満)」が、11.3% (69 会員) となっています。

「退職金の算定方法」は、「算定基礎額×支給率」または「算定基礎額×支給率+功労金等」と規定している会員が合わせて約97%となっています。

「退職金の算定基礎額」は、「退職時の俸給(本俸)」としている会員が74.0%(450 会員)で、「退職時の俸給に手当等(金額)を加える」としている会員が16.6%(101 会員)であり、合わせて約90%となっています。

退職金額を決定する要素の退職事由のうち、「定年退職」と「自己都合退職」について、会員の退職金規程における取り扱い(計算方法、金額等)の差があるかを調査し、「退職事由によって、算出される退職金額の差」は、差が「ある」と規定している会員は、大学法人では44.0%(217 会員)であり、短大法人等では9.6%(11 会員)と、大学法人と短大法人等で異なりました。

「退職金の支給率の基準」は、大学法人では「独自の支給率」としている会員が 47.7% (235 会員) と最も多く、短大法人等では、「当財団交付率を準用」している会員が 58.3% (67 会員) で最も多く、大学法人と短大法人等で異なりました。

「支給率の基準」を地域別に比較すると、「独自の支給率」としている会員が多いのは、東京地域の大学 法人、京都・大阪地域の大学法人、短大法人等であり、「当財団交付率を準用」としている会員が多いのは、 甲信越地域の大学法人、短大法人等、北関東、四国および九州の各地域の短大法人等でした。

3 退職金の支払の方法、時期等について

「退職金の支給日」は、「退職後1ヵ月以内」としている会員が、47.4%(288 会員)で最も多く、次に「退職日」としている会員が35.3%(214 会員)でした。

「退職金の支払手段」は、「銀行等振込」による会員が 55.1% (335 会員) で最も多く、「その他(記載が無い、ほか)」が 27.8% (169 会員) でした。

4 退職金の増額、減額、返還について

在職中の法人への功労等により退職金を「増額」する規定が「ある」としている会員は、44.4% (270 会員) であり、逆に在職中の勤務成績等を考慮し、退職金を「減額」する規定が「ある」会員は、33.9% (206 会員) でした。

また、教職員の退職後に、在職中の勤務内容について懲戒事由が発覚した場合等には、退職金を「返還」させる規定が「ある」会員は14.0% (85 会員) でした。

これらについては、大学法人、短大法人等で特に顕著な差はありませんでした。

Ⅲ その他

1 今後の退職予定者について

今年度の調査では、教職員の年齢分布の状態から退職者が多くなることが見込まれる時期(年度)について、調査を行いました。

大学法人と短大法人等では傾向が異なり、大学法人の教員では、今後4年間で35%以上の会員が退職予定者が多くなる会員が多いことに対し、短大法人等では、教職員ともに「その他(多く出る予定がない)」とした会員が50%以上でした。

また、教職員別に比較を行うと、教員の方が、職員より早期に退職する予定があるという傾向にありました。

入学定員規模別で比較すると、教員は入学定員規模が300人以上の会員は、平成23年度から平成25年度の間に退職者が多くなる傾向にあり、特に500人以上の会員は、今年度から平成25年度までの間に退職者が多くなるとのことでした。

職員は入学定員規模が400人以上の会員で、平成23年度から平成25年度の間に退職者が多くなる傾向にありました。一方、今後退職者が多くなる年度はないと回答した会員は、300人未満の会員が多くなっていました。

以上

- 1 本調査で使用する用語の意味と表記
- (ア)「維持会員」とは、私立学校法で定める大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人で、当財団 に加入している学校法人を指し、本文では「会員」と省略する。
- (イ)「大学法人」とは、維持会員の中で4年制の大学を設置している学校法人とし、「短期大学法人」とは、 維持会員の中で4年制の大学を設置していなく、短期大学を設置している学校法人、「高等専門学校法人」 とは、4年制の大学、短期大学を設置していなく、高等専門学校を設置している学校法人とする。また、 上記の「短期大学法人」と「高等専門学校法人」を合わせて「短大法人等」と表記する。
- (ウ) グラフの値は特徴的なものを表記している。構成割合 (パーセント) は、小数点第2位を四捨五入しており、合計は必ずしも一致するとは限らない。また、0%より大きく 0.1%未満の場合は、0.1%と表記し、100%と0%は、それぞれ小数点以下は記載していない。
- (エ)「**教員」、「職員」**とは、学校法人が教員、職員として退職金を支給する者を指す。また「**教職員」**とは、 教員と職員の双方を指す。
- (オ) 「退職金」とは、原則として退職金支給規程等に基づき、教職員の退職時に一括して支払う退職一時金 (金銭) を指す。
- (カ)「算定基礎額」とは、退職金を算定するにあたって、基礎となる俸給月額等金額を指す。
- (キ)「日本公認会計士協会学校法人委員会報告第 29 号による会計処理」とは、年度末における退職給与引当金への繰入額を、当財団への掛金累積額と退職資金累積額の差で加減調整することをいう。また、本文中では、「第 29 号報告」と省略する。
- (ク)「**退職給与引当金」**とは、教職員への退職金支給に必要となる債務に対して、会計基準に従って貸借対 照表の負債の部に計上した引当金(勘定科目)を指す。
- (ケ)「選択定年制」とは、定年年齢の前に一定の年齢を設定し、その年齢で退職する場合に、優遇措置(割増退職金)が受けられる早期退職を優遇する制度のことを指す。
- (コ)「ポイント制」とは、成果主義を反映した退職金の算定方法で、例えば勤務年数のほか役職経験年数等 を加え、点数化したものを基礎とする制度を指す。
- (サ) 労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)は、本文では「労基法」と省略し、「労働基準法第89条第1項第3号の2」は、「第3号の2」と省略する。また、厚生労働省労働基準局長発通達、昭和63年1月1日基発1号および平成11年3月31日基発168号は、「通達」と省略する。
- (シ)「規程」は、条項の全体をひとまとまりとしたもの、「規定」は、その条文、条項を指す。 なお、「会員の規程」とは、本調査で収集した退職金規程等であり、その集計結果は、当財団で集計したものを指す。
- (ス)「退職金規程等」とは、退職金の算定等が定められている規程(定)を指す。

2 調査の目的

退職資金交付事業の改善充実並びに維持会員の退職金制度の研究 (寄附行為第4条第2号および第3号に定める調査研究および広報事業)

3 調査概要

【調 査 期 間】: 平成21(2009)年7月3日~7月31日

【調 査 方 法】: 郵送法およびインターネットによる回答

【調査対象】: 私立大学退職金財団の維持会員である学校法人

【調査票の構成】: 55ページ~59ページ参照

I 基本事項 教職員の登録状況、定年制、退職給引当金等

Ⅱ 退職金規程等 労働基準法の退職金規程に定める事項等

Ⅲ その他 今後の退職予定者数

【調査対象数】: 全維持会員である608会員

【回答率】: 100%(うちインターネットでの回答は52.3%)

【退職金規程提出率】 : 100%

【集 計 単 位】 : 維持会員数(ただし、グラフ1と表1は教職員数)

4 維持会員の内訳(法人区分)

大学法人 493 法人 注 今年度の新規加入会員 (5会員) に

短期大学法人 114 法人 かいものがあり 集計結果の母数に含

短期大学法人 114 法人 ないものがあり、集計結果の母数に含

んでいない(合計 608 法人ではない)

高等専門学校法人 1 法人 設問がある。

合 計 608 法人

5 維持会員の地域区分

北海道 (24 会員)	北海道		東 海 (65 会員)	岐阜・静岡・愛知・三重
東 北 (33 会員)	青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島		京都·大阪 (77 会員)	京都・大阪
北関東 (17 会員)	茨城・栃木・群馬		近 畿 (47 会員)	滋賀・兵庫・奈良・和歌山
南関東 (51 会員)	埼玉・千葉・神奈川		中 国 (35 会員)	鳥取・島根・岡山・広島・山口
東 京 (149 会員)	東京		四 国 (12 会員)	徳島・香川・愛媛・高知
甲信越 (24 会員)	新潟・山梨・長野	•	九 州 (62 会員)	福岡・佐賀・長崎・熊本 大分・宮崎・鹿児島・沖縄
北 陸 (12 会員)	富山・石川・福井			

⁽注) 当財団加入時の維持会員の所在地(会員番号)により、県を区分した。

6 維持会員の規模区分(入学定員数または登録人数)

100 人未満	25 会員	(600 人以上) 800 人未満	62 会員
(100 人以上) 200 人未満	86 会員	(800 人以上) 1,000 人未満	29 会員
(200 人以上)300 人未満	73 会員	(1,000 人以上) 1,500 人未満	61 会員
(300 人以上)400 人未満	72 会員	(1,500 人以上) 3,000 人未満	56 会員
(400 人以上)500 人未満	65 会員	3,000 人以上	29 会員
(500 人以上) 600 人未満	50 会員		

(注)人数は、「平成21年度版文部科学大臣所轄学校法人一覧」(財団法人文教協会)の大学、短期大学、 高等専門学校の入学定員を参照し、区分した(通信教育の定員は除き、通信教育課程のみ設置する会 員は、通信教育課程の定員数)。

I 基本事項

A 1 教職員の登録状況

平成21年5月1日現在において、維持会員が退職金の支給対象としている教職員数は188,413人であり、 そのうち当財団に登録している教職員数は71.2%(134,213人)である。

内訳は、教員が88.9% (79,989 人)、職員が55.1% (54,224 人)である。法人別の登録内訳は、教員においては、大学法人が88.7% (77,482 人)、短大法人等が93.5% (2,507 人)である。職員においては、大学法人が54.4% (52,649 人)、短大法人等が93.1% (1,575 人)であり、大学法人の職員の登録率は、ほかに比べ低い状況にある。これは、大学法人の医療系職員の登録対象者が少ないためである。医療系職員の登録割合が低くなっているのは、雇用条件の違いによるものと考えられる。

また、退職金を支給する教職員数が前年度に比べ減少しているのは、期間雇用等、教職員の雇用条件の変化が影響しているものと考えられる。

グラフ A1 平成 21 年度 教職員の登録状況 (教職員数の登録割合)

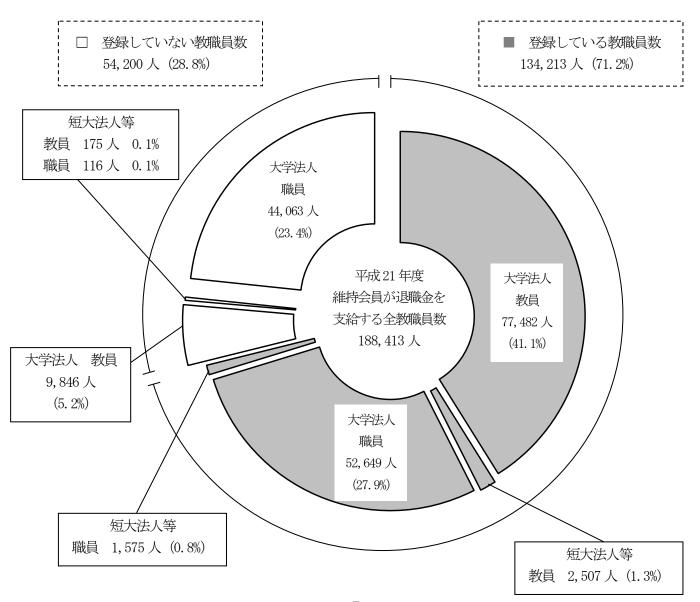


表 A1 平成19~21年度別 教職員の登録状況

	区分	年度	大学法人	短大法人等	合 計
		21	87,328	2,682	90,010
	退職金を支給する人数(人)	20	87,714	2,851	90,565
		19	85,312	3,122	88,434
教		21	77,482	2,507	79,989
	うち、当財団へ登録している人数(人)	20	78,525	2,533	81,058
員		19	77,679	2,816	80,495
		21	88.7%	93.5%	88.9%
	登 録 割 合	20	89.5%	88.8%	89.5%
		19	91.1%	90.2%	91.0%
		21	96,712	1,691	98,403
	退職金を支給する人数(人)	20	98,388	1,777	100,165
		19	90,313	1,984	92,297
職		21	52,649	1,575	54,224
	うち、当財団へ登録している人数(人)		54,246	1,645	55,891
員		19	52,150	1,818	53,968
		21	54.4%	93.1%	55.1%
	登録割合		55.1%	92.6%	55.8%
		19	57.7%	91.6%	58.5%
		21	184,040	4,373	188,413
	退職金を支給する人数(人)	20	186,102	4,628	190,730
		19	175,625	5,106	180,731
合		21	130,131	4,082	134,213
合	うち、当財団へ登録している人数(人)	20	132,771	4,178	136,949
計		19	129,829	4,634	134,463
		21	70.7%	93.3%	71.2%
	登 録 割 合	20	71.3%	90.3%	71.8%
		19	73.9%	90.8%	74.4%

A 2 日本公認会計士協会学校法人委員会報告第29号による会計処理の状況

会員のうち、全体の98.2% (592 会員) が、第29 号報告に則り会計処理を行っている。内訳は、大学 法人が99.0% (485 会員)、短大法人等で94.7% (107 会員) である。これは、前年度までと傾向に変化 はなかった。

なお、当年度の集計では、大学または短大法人等としての平成20年度の決算データが無いため、平成21年度の新規加入会員である5会員を除いた603会員で集計している。

グラフ A2 第29号報告による会計処理の状況(会員数の割合)

注)外側が大学法人、内側が短大法人等

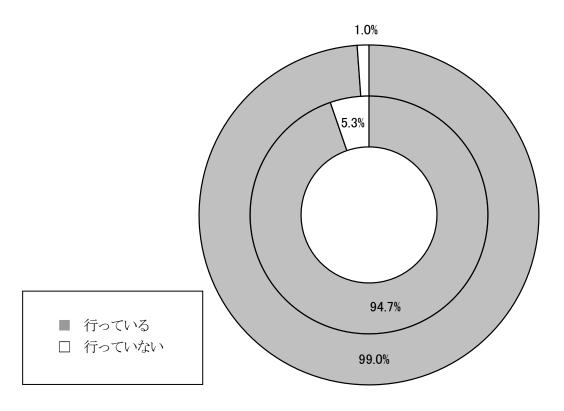
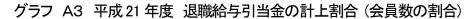


表 A2 平成19~21年度別 第29号報告による会計処理の状況

区分	年度	大学	法人	短大流	去人等	合	計
(第29号による会計処理を)	21	485	99.0%	107	94.7%	592	98.2%
(第29 万による云前が壁を) 行っている	20	483	98.2%	112	95.7%	595	97.7%
11960.9	19	476	97.9%	121	95.3%	597	97.4%
	21	5	1.0%	6	5.3%	11	1.8%
行っていない	20	9	1.8%	5	4.3%	14	2.3%
	19	10	2.1%	6	4.7%	16	2.6%
	21	490	100%	113	100%	603	100%
合 計	20	492	100%	117	100%	609	100%
	19	486	100%	127	100%	613	100%

A3 退職給与引当金の計上割合

平成20年度決算での退職給与引当金の計上割合は、退職金の要支給額に対する「100%」計上している会員が69.0%(416会員)となった。3年間の推移をみると、退職給与引当金を「100%」計上している会員が減少している傾向にある。「その他(期末要支給額計上方式を採用していない等)」とした会員は、1.2%(7会員)であった。



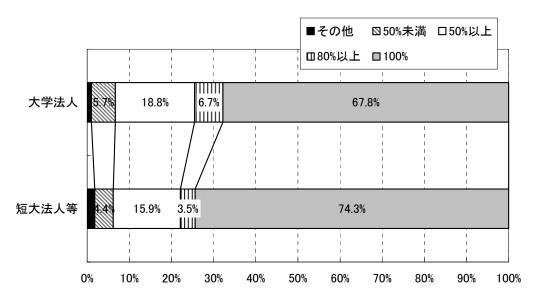
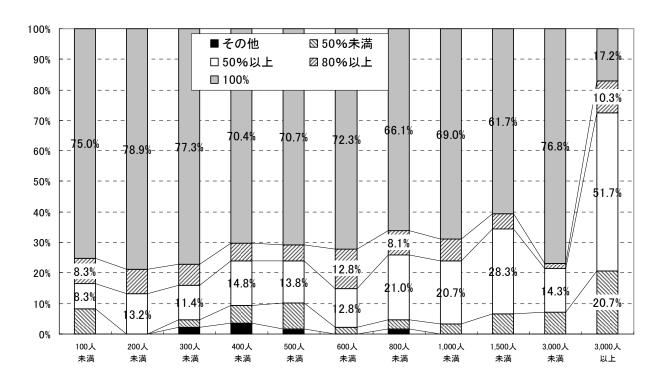


表 A3 平成19~21 年度別 退職給与引当金の計上割合

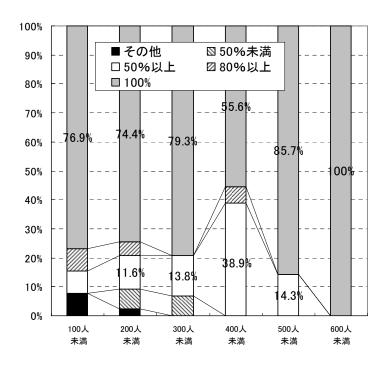
区分	年度	大学	法人	短大流	去人等	合	計
	21	332	67.8%	84	74.3%	416	69.0%
100%	20	344	69.9%	84	71.8%	428	70.3%
	19	343	70.6%	91	71.7%	434	70.8%
	21	33	6.7%	4	3.5%	37	6.1%
80%以上	20	18	3.6%	3	2.6%	21	3.4%
	19	18	3.7%	3	2.4%	21	3.4%
	21	92	18.8%	18	15.9%	110	18.2%
50%以上	20	99	20.0%	21	18.0%	120	19.7%
	19	96	19.8%	21	16.5%	117	19.1%
	21	28	5.7%	5	4.4%	33	5.5%
50%未満	20	31	6.3%	9	7.7%	40	6.6%
	19	29	6.0%	12	9.4%	41	6.7%
その他	21	5	1.0%	2	1.8%	7	1.2%
	21	490	100%	113	100%	603	100%
合 計	20	492	100%	117	100%	609	100%
	19	486	100%	127	100%	613	100%

グラフ A3-2 平成21年度 入学定員規模別退職給与引当金の計上割合(会員数の割合)

大学法人



短大法人等



* グラフの値は、割合が大きいものを表 示している。

前年度と比較すると、大学法人においては、入学定員が3,000人以上の規模の会員で、「80%以上100%未満」が減少し、「50%以上80%未満」と「50%未満」が増加している。

短大法人等においては、入学定員が 300 人以上 400 人未満の会員を除いて 「100%」計上が多い傾向にある。

表 A3-2 平成21年度 入学定員規模別退職給与引当金の計上割合

	,21 年度 入学定員 員規模区分	大学		短大治		合	
, , ,	100%	9	75.0%	10	76.9%	19	76.0%
	80%以上	1	8.3%	1	7.7%	2	8.0%
100 1	50%以上	1	8.3%	1	7.7%	2	8.0%
100 人未満	50%未満	1	8.3%	0	0%	1	4.0%
	その他	0	0%	1	7.7%	1	4.0%
	合 計	12	100%	13	100%	25	100%
	100%	30	78.9%	32	74.4%	62	76.5%
	80%以上	3	7.9%	2	4.7%	5	6.2%
200 人未満	50%以上	5	13.2%	5	11.6%	10	12.3%
200 八八個	50%未満	0	0%	3	7.0%	3	3.7%
	その他	0	0%	1	2.3%	1	1.2%
	合 計	38	100%	43	100%	81	100%
	100%	34	77.3%	23	79.3%	57	78.1%
	80%以上	3	6.8%	0	0%	3	4.1%
300 人未満	50%以上	5	11.4%	4	13.8%	9	12.3%
500 人へは間	50%未満	1	2.3%	2	6.9%	3	4.1%
	その他	1	2.3%	0	0%	1	1.4%
	合 計	44	100%	29	100%	73	100%
	100%	38	70.4%	10	55.6%	48	66.7%
	80%以上	3	5.6%	1	5.6%	4	5.6%
400 人未満	50%以上	8	14.8%	7	38.9%	15	20.8%
100 / 0 (4)	50%未満	3	5.6%	0	0%	3	4.2%
	その他	2	3.7%	0	0%	2	2.8%
	合 計	54	100%	18	100%	72	100%
	100%	41	70.7%	6	85.7%	47	72.3%
	80%以上	3	5.2%	0	0%	3	4.6%
500 人未満	50%以上	8	13.8%	1	14.3%	9	13.8%
	50%未満	5	8.6%	0	0%	5	7.7%
	その他	1	1.7%	0	0%	1	1.5%
	合 計	58	100%	7	100%	65	100%
	100%	34	72.3%	3	100%	37	74.0%
	80%以上	6	12.8%	0	0%	6	12.0%
600 人未満	50%以上	6	12.8%	0	0%	6	12.0%
200 / OTAIN	50%未満	1	2.1%	0	0%	1	2.0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%
	合 計	47	100%	3	100%	50	100%

次頁へ続く

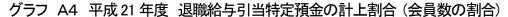
前頁の続き

入学定員	規模区分	大学	法人	短大	法人等	合	計
	100%	41	66. 1%	_	_	41	66. 1%
1,000 人未満	80%以上	5	8.1%	_	_	5	8.1%
900 1 七次生	80%以上 5 8.1% — — — 50%以上 13 21.0% — — — 50%以上 13 21.0% — — — — 6 計 62 100% — — — — 50%以上 2 6.9% — — — 50%以上 6 20.7% — — — 50%以上 6 20.7% — — — 6 計 29 100% — — — 6 計 29 100% — — — 6 計 29 100% — — — 50%以上 3 5.0% — — — 50%以上 3 5.0% — — — 50%以上 17 28.3% — — — — 50%以上 17 28.3% — — — — 50%以上 1 1.8% — — — — 50%以上 1 1.8% — — — — — 6 計 60 100% — — — — 6 計 50%以上 1 1.8% — — — — 6 計 50%以上 1 1.8% — — — — — 50%以上 1 1.8% — — — — — — — 80%以上 1 1.8% — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	13	21.0%				
800 八木個	50%未満	2	3. 2%	_	_	2	3.2%
	その他	1	1.6%	_	_	1	1.6%
	合 計	62	100%	_	_	62	100%
	100%	20	69.0%	_	_	20	69.0%
	80%以上	2	6.9%	_	_	2	6.9%
1 000 人士港	50%以上	6	20.7%	_	_	6	20.7%
1,000 八八何	50%未満	1	3.4%	_	_	1	3.4%
	その他	0	0%	_	_	0	0%
	合 計	29	100%	_	_	29	100%
	100%	37	61. 7%	_	_	37	60.7%
	80%以上	3	5.0%	_	_	3	4.9%
1 500 人士港	50%以上	17	28.3%	_	_	17	27.9%
1,500 八八何	50%未満	4	6. 7%	_	_	4	6.6%
	その他	80%以上 3 5.0% - - 3 50%以上 17 28.3% - - 17 50%未満 4 6.7% - - - 4 その他 0 0% - - 0 合計 60 100% - - 61	0	0%			
	合 計	60	100%	_	_	61	100%
	100%	43	76.8%	_	_	43	76.8%
	80%以上	1	1.8%	_	_	1	1.8%
2,000 / 土港	50%以上	8	14. 3%	_	_	8	14.3%
3,000 八八何	50%未満	4	7. 1%	_	_	4	7. 1%
	その他	0	0%	_	_	0	0%
	合 計	56	100%	_	_	56	100%
	100%	5	17. 2%	_	_	5	17. 2%
	80%以上	3	10.3%	_	_	3	10.3%
3,000 人以上				_	_	15	51. 7%
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	50%未満	6	20. 7%		_	6	20.7%
	その他	0	0%	_	<u> </u>	0	0%
	合計	29	100%			29	100%

^{*「}その他」は、期末要支給額計上方式を採用していない等。

A4 退職給与引当特定預金の計上割合

平成 20 年度決算での退職給与引当金の計上額に対する退職給与引当特定預金の計上(保有)割合は、「75%以上」としている会員が38.8%(234 会員)となり、次いで「計上していない」会員が、26.5%(160 会員)となっている。



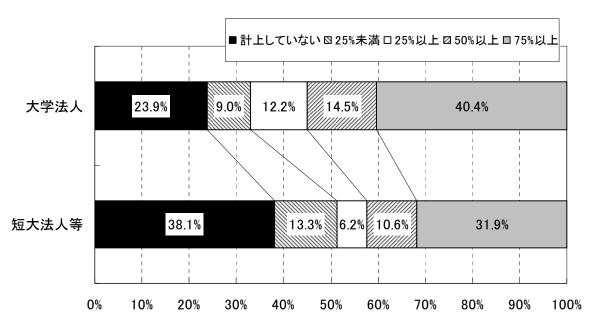


表 A4 平成21年度 退職給与引当特定預金の計上割合

区 分	大学	大学法人 短大法人等				計
75%以上	198	40.4%	36	31.9%	234	38.8%
50%以上	71	14.5%	12	10.6%	83	13.8%
25%以上	60	12.2%	7	6.2%	67	11.1%
25%未満	44	9.0%	15	13.3%	59	9.8%
計上していない	117	23.9%	43	38.1%	160	26.5%
合 計	490	100%	113	100%	603	100%

表 A4-2 平成21年度 退職給与引当金に対する退職給与引当特定預金の保有割合の回答関係

								.,,_		, , , , , ,			
引当特定預金	75%	75%以上		75%以上 50%以上		25%	25%以上		25%未満		上ない	合	計
100%	168	71.8%	53	63.9%	43	64.2%	45	76.3%	107	66.9%	416	69.0%	
80%以上	12	5.1%	9	10.8%	6	9.0%	3	5.1%	7	4.4%	37	6.1%	
50%以上	45	19.2%	18	21.7%	12	17.9%	9	15.3%	26	16.3%	110	18.2%	
50%未満	9	3.8%	3	3.6%	6	9.0%	2	3.4%	13	8.1%	33	5.5%	
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	7	4.4%	7	1.2%	
合 計	234	100%	83	100%	67	100%	59	100%	160	100%	603	100%	

A 5 教職員の定年年齢 (職名等により異なる場合は最も該当が多いもので調査)

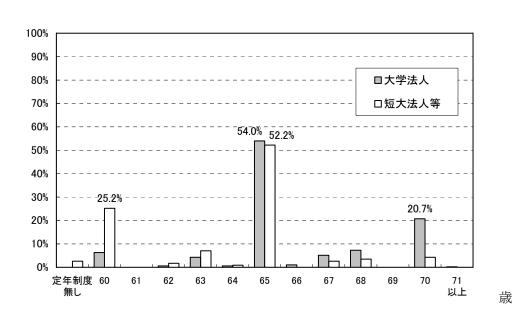
定年年齢については、教員は「65歳」(53.6%) に山がある。大学法人は「65歳」の次に「70歳」(20.7%) が多く、短大法人等は、65歳の次に60歳 (25.2%) が多かった。職員は、「60歳」(47.5%) と「65歳」 (37.0%) に定年年齢の山がある。大学法人は職員の合計と同じ傾向であり、短大法人等は「60歳」(61.7%) が多かった。

なお、今年度は、定年年齢を定めていない(定年制度が無い、定年制度を設けた採用者がいない)と回答した会員が、教員で3会員(0.5%)、職員では2会員(0.3%)(6年間の調査で初)であった。

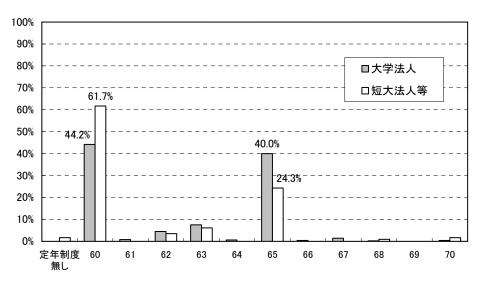
地域別に定年年齢を比較すると、教員では関東甲信越地域が、「70 歳」の割合が高く、職員は、東京、京都・大阪の地域が、「65 歳」が「60 歳」の割合より多く、東京を除く関東、東海、近畿の地域では「65 歳」と「60 歳」の割合がほぼ同じであった。どの地域も大学法人の定年年齢が、短大法人等と比較して高くなっている傾向にある。

グラフ A5 平成21年度 教職員の定年年齢(会員数の割合)

教員



職員



歳

表 A5 平成21年度 教職員の定年年齢

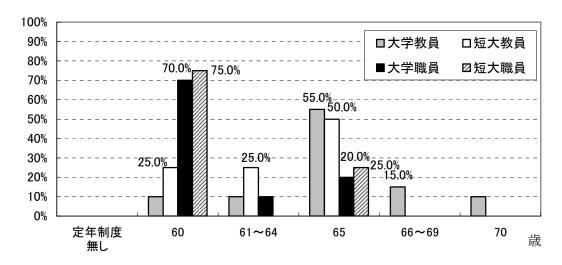
定年	年			教	員					職	員		
年齢	度	大学	法人	短大法	去人等	合	計	大学	法人	短大法	去人等	合	計
50 k	21	0	0%	3	2.6%	3	0.5%	0	0%	2	1.7%	2	0.3%
59歳	20	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
以下	19	0	0%	1	0.8%	1	0.2%	0	0%	0	0%	0	0%
	21	31	6.3%	29	25.2%	60	9.9%	218	44.2%	71	61.7%	289	47.5%
60歳	20	41	8.3%	28	23.9%	69	11.3%	220	44.7%	65	55.6%	285	46.8%
	19	34	7.0%	25	19.7%	59	9.6%	204	42.0%	68	53.5%	272	44.4%
	21	0	0%	0	0%	0	0%	4	0.8%	0	0%	4	0.7%
61歳	20	0	0%	0	0%	0	0%	6	1.2%	2	1.7%	8	1.3%
	19	1	0.2%	0	0%	1	0.2%	4	0.8%	1	0.8%	5	0.8%
	21	3	0.6%	2	1.7%	5	0.8%	22	4.5%	4	3.5%	26	4.3%
62 歳	20	4	0.8%	3	2.6%	7	1.1%	22	4.5%	4	3.4%	26	4.3%
	19	1	0.2%	3	2.4%	4	0.7%	18	3.7%	7	5.5%	25	4.1%
	21	21	4.3%	8	7.0%	29	4.8%	37	7.5%	7	6.1%	44	7.2%
63 歳	20	17	3.5%	9	7.7%	26	4.3%	40	8.1%	6	5.1%	46	7.6%
	19	16	3.3%	10	7.9%	26	4.2%	37	7.6%	8	6.3%	45	7.3%
	21	3	0.6%	1	0.9%	4	0.7%	3	0.6%	0	0%	3	0.5%
64 歳	20	4	0.8%	1	0.9%	5	0.8%	3	0.6%	0	0%	3	0.5%
	19	2	0.4%	1	0.8%	3	0.5%	3	0.6%	0	0%	3	0.5%
	21	266	54.0%	60	52.2%	326	53.6%	197	40.0%	28	24.3%	225	37.0%
65 歳	20	251	51.0%	64	54.7%	315	51.7%	188	38.2%	37	31.6%	225	36.9%
	19	245	50.4%	64	50.4%	309	50.4%	204	42.0%	38	29.9%	242	39.5%
	21	5	1.0%	0	0%	5	0.8%	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
66 歳	20	4	0.8%	0	0%	4	0.7%	5	1.0%	0	0.0%	5	0.8%
	19	4	0.8%	2	1.6%	6	1.0%	4	0.8%	0	0.0%	4	0.7%
	21	25	5.1%	3	2.6%	28	4.6%	7	1.4%	0	0.0%	7	1.2%
67 歳	20	28	5.7%	2	1.7%	30	4.9%	7	1.4%	1	0.9%	8	1.3%
	19	25	5.1%	3	2.4%	28	4.6%	7	1.4%	0	0.0%	7	1.1%
	21	36	7.3%	4	3.5%	40	6.6%	1	0.2%	1	0.9%	2	0.3%
68 歳	20	33	6.7%	4	3.4%	37	6.1%	0	0.0%	1	0.9%	1	0.2%
	19	32	6.6%	4	3.1%	36	5.9%	3	0.6%	1	0.8%	4	0.7%
	21	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
69 歳	20	1	0.2%	0	0%	1	0.2%	0	0%	0	0%	0	0%
	19	1	0.2%	1	0.8%	2	0.3%	0	0%	0	0%	0	0%
	21	102	20.7%	5	4.3%	107	17.6%	2	0.4%	2	1.7%	4	0.7%
70 歳	20	109	22.2%	6	5.1%	115	18.9%	1	0.2%	1	0.9%	2	0.3%
	19	119	24.5%	13	10.2%	132	21.5%	2	0.4%	4	3.1%	6	1.0%
71歳	21	1	0.2%	0	0%	1	0.2%	0	0%	0	0%	0	0%
以上	20	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
少上	19	6	1.2%	0	0%	6	1.0%	0	0%	0	0%	0	0%
	21	493	100%	115	100%	608	100%	493	100%	115	100%	608	100%
合 計	20	492	100%	117	100%	609	100%	492	100%	117	100%	609	100%
	19	486	100%	127	100%	613	100%	486	100%	127	100%	613	100%

^{*}今年度の回答では、「59歳以下」とした会員は無かったが、定年制度が無いと回答した会員は、「59歳以下」に集計した。

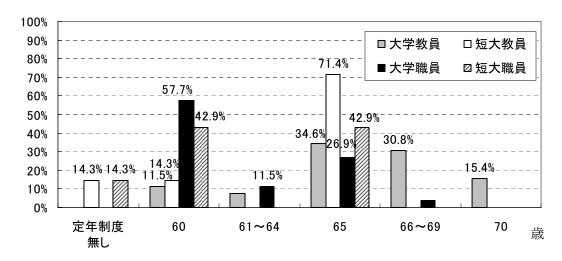
グラフ A5-2 平成21年度 教職員の定年年齢(会員数の割合)

*「71歳以上」は「70歳」に含めた。

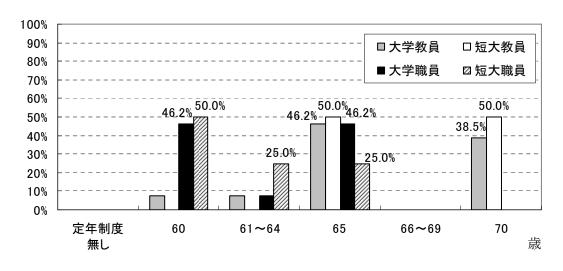
北海道



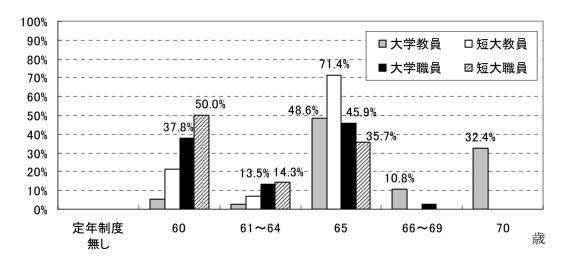
東北



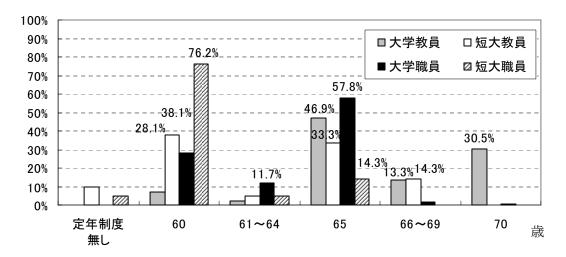
北関東



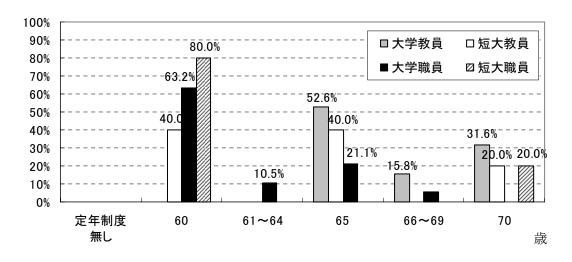
南関東



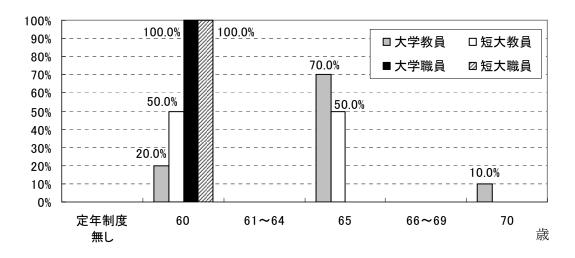
東京



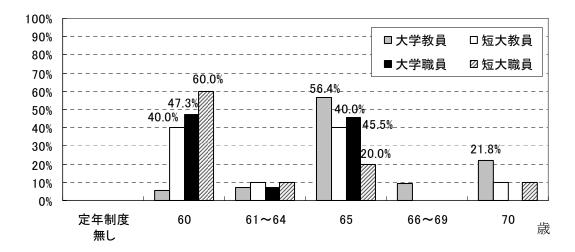
甲信越



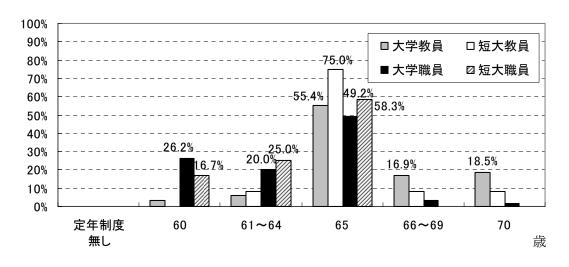
北 陸



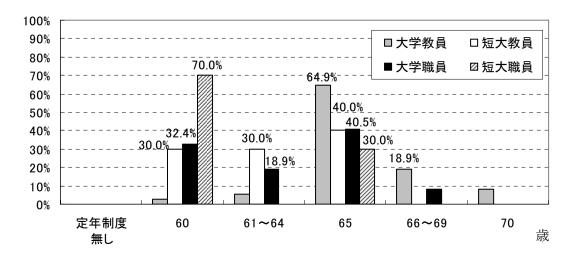
東 海



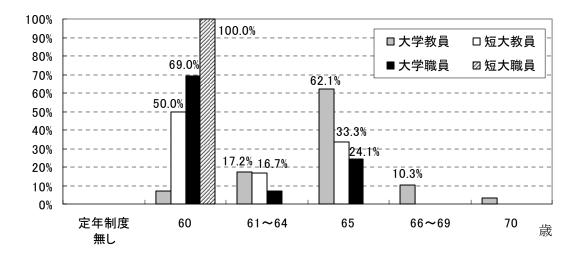
京都 · 大阪



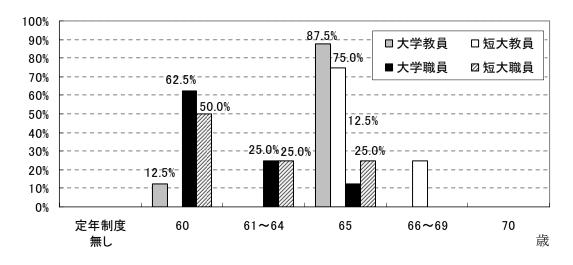
近 畿



中 国



四 国



九州

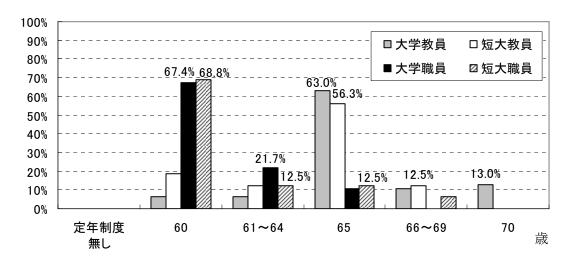


表 A5-2 平成21年度 地域別教職員の定年年齢

地域				教	員					職	員		
Þ	区分	大学	法人	短大法	去人等	合	計	大学	法人	短大法	去人等	合	計
	定年無し	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	60歳	2	10.0%	1	25.0%	3	12.5%	14	70.0%	3	75.0%	17	70.8%
	61~64歳	2	10.0%	1	25.0%	3	12.5%	2	10.0%	0	0%	2	8.3%
北海道	65 歳	11	55.0%	2	50.0%	13	54.2%	4	20.0%	1	25.0%	5	20.8%
	66~69歳	3	15.0%	0	0%	3	12.5%	0	0%	0	0%	0	0%
	70歳	2	10.0%	0	0%	2	8.3%	0	0%	0	0%	0	0%
	合 計	20	100%	4	100%	24	100%	20	100%	4	100%	24	100%
	定年無し	0	0%	1	14.3%	1	3.0%	0	0%	1	14.3%	1	3.0%
	60 歳	3	11.5%	1	14.3%	4	12.1%	15	57.7%	3	42.9%	18	54.5%
	61~64歳	2	7.7%	0	0%	2	6.1%	3	11.5%	0	0%	3	9.1%
東北	65 歳	9	34.6%	5	71.4%	14	42.4%	7	26.9%	3	42.9%	10	30.3%
	66~69歳	8	30.8%	0	0%	8	24.2%	1	3.8%	0	0%	1	3.0%
	70歳	4	15.4%	0	0%	4	12.1%	0	0%	0	0%	0	0%
	合 計	26	100%	7	100%	33	100%	26	100%	7	100%	33	100%
	定年無し	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	60 歳	1	7.7%	0	0%	1	5.9%	6	46.2%	2	50.0%	8	47.1%
	61~64歳	1	7.7%	0	0%	1	5.9%	1	7.7%	1	25.0%	2	11.8%
北関東	65 歳	6	46.2%	2	50.0%	8	47.1%	6	46.2%	1	25.0%	7	41.2%
	66~69歳	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	70歳	5	38.5%	2	50.0%	7	41.2%	0	0%	0	0%	0	0%
	合 計	13	100%	4	100%	17	100%	13	100%	4	100%	17	100%

次頁に続く

前頁の続き

削具の統合	 也 域									職			
Þ	区分	大学	经人	短大汽	-	合	計	大学	法人		去人等	合	計
	定年無し	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	60 歳	2	5.4%	3	21.4%	5	9.8%	14	37.8%	7	50.0%	21	41.2%
	61~64歳	1	2.7%	1	7.1%	2	3.9%	5	13.5%	2	14.3%	7	13.7%
南関東	65 歳	18	48.6%	10	71.4%	28	54.9%	17	45.9%	5	35.7%	22	43.1%
	66~69 歳	4	10.8%	0	0%	4	7.8%	1	2.7%	0	0%	1	2.0%
	70 歳	12	32.4%	0	0%	12	23.5%	0	0%	0	0%	0	0%
	合 計	37	100%	14	100%	51	100%	37	100%	14	100%	51	100%
	定年無し	0	0%	2	9.5%	2	1.3%	0	0%	1	4.8%	1	0.7%
	60 歳	9	7.0%	8	38.1%	17	11.4%	36	28.1%	16	76.2%	52	34.9%
	61~64歳	3	2.3%	1	4.8%	4	2.7%	15	11.7%	1	4.8%	16	10.7%
東京	65 歳	60	46.9%	7	33.3%	67	45.0%	74	57.8%	3	14.3%	77	51.7%
	66~69歳	17	13.3%	3	14.3%	20	13.4%	2	1.6%	0	0%	2	1.3%
	70 歳	39	30.5%	0	0%	39	26.2%	1	0.8%	0	0%	1	0.7%
	合 計	128	100%	21	100%	149	100%	128	100%	21	100%	149	100%
	定年無し	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	60 歳	0	0%	2	40.0%	2	8.3%	12	63.2%	4	80.0%	16	66.7%
	61~64歳	0	0%	0	0%	0	0%	2	10.5%	0	0%	2	8.3%
甲信越	65 歳	10	52.6%	2	40.0%	12	50.0%	4	21.1%	0	0%	4	16.7%
	66~69 歳	3	15.8%	0	0%	3	12.5%	1	5.3%	0	0%	1	4.2%
	70 歳	6	31.6%	1	20.0%	7	29.2%	0	0%	1	20.0%	1	4.2%
	合 計	19	100%	5	100%	24	100%	19	100%	5	100%	24	100%
	定年無し	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	60 歳	2	20.0%	1	50.0%	3	25.0%	10	100%	2	100%	12	100%
	61~64歳	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
北陸	65 歳	7	70.0%	1	50.0%	8	66.7%	0	0%	0	0%	0	0%
	66~69歳	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	70 歳	1	10.0%	0	0%	1	8.3%	0	0%	0	0%	0	0%
	合 計	10	100%	2	100%	12	100%	10	100%	2	100%	12	100%
	定年無し	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	60 歳	3	5.5%	4	40.0%	7	10.8%	26	47.3%	6	60.0%	32	49.2%
	61~64歳	4	7.3%	1	10.0%	5	7.7%	4	7.3%	1	10.0%	5	7.7%
東 海	65 歳	31	56.4%	4	40.0%	35	53.8%	25	45.5%	2	20.0%	27	41.5%
	66~69 歳	5	9.1%	0	0%	5	7.7%	0	0%	0	0%	0	0%
	70 歳	12	21.8%	1	10.0%	13	20.0%	0	0%	1	10.0%	1	1.5%
	合 計	55	100%	10	100%	65	100%	55	100%	10	100%	65	100%
												か百に か	/

次頁に続く

前頁の続き

	力MCC 比				教	員					職	員		
	\geq	区 分	大学	法人	短大流	去人等	合	計	大学	法人	短大流	去人等	合	計
		定年無し	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
		60 歳	2	3.1%	0	0%	2	2.6%	17	26.2%	2	16.7%	19	24.7%
京	都	61~64歳	4	6.2%	1	8.3%	5	6.5%	13	20.0%	3	25.0%	16	20.8%
•	,	65 歳	36	55.4%	9	75.0%	45	58.4%	32	49.2%	7	58.3%	39	50.6%
大	阪	66~69歳	11	16.9%	1	8.3%	12	15.6%	2	3.1%	0	0%	2	2.6%
		70 歳	12	18.5%	1	8.3%	13	16.9%	1	1.5%	0	0%	1	1.3%
		合 計	65	100%	12	100%	77	100%	65	100%	12	100%	77	100%
		定年無し	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
		60 歳	1	2.7%	3	30.0%	4	8.5%	12	32.4%	7	70.0%	19	40.4%
		61~64歳	2	5.4%	3	30.0%	5	10.6%	7	18.9%	0	0%	7	14.9%
近	畿	65 歳	24	64.9%	4	40.0%	28	59.6%	15	40.5%	3	30.0%	18	38.3%
		66~69 歳	7	18.9%	0	0%	7	14.9%	3	8.1%	0	0%	3	6.4%
		70 歳	3	8.1%	0	0%	3	6.4%	0	0%	0	0%	0	0%
		合 計	37	100%	10	100%	47	100%	37	100%	10	100%	47	100%
		定年無し	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
		60 歳	2	6.9%	3	50.0%	5	14.3%	20	69.0%	6	100%	26	74.3%
		61~64歳	5	17.2%	1	16.7%	6	17.1%	2	6.9%	0	0%	2	5.7%
中	国	65 歳	18	62.1%	2	33.3%	20	57.1%	7	24.1%	0	0%	7	20.0%
		66~69歳	3	10.3%	0	0%	3	8.6%	0	0%	0	0%	0	0%
		70 歳	1	3.4%	0	0%	1	2.9%	0	0%	0	0%	0	0%
		合 計	29	100%	6	100%	35	100%	29	100%	6	100%	35	100%
		定年無し	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
		60 歳	1	12.5%	0	0%	1	8.3%	5	62.5%	2	50.0%	7	58.3%
		61~64歳	0	0%	0	0%	0	0%	2	25.0%	1	25.0%	3	25.0%
四	玉	65 歳	7	87.5%	3	75.0%	10	83.3%	1	12.5%	1	25.0%	2	16.7%
		66~69歳	0	0%	1	25.0%	1	8.3%	0	0%	0	0%	0	0%
		70 歳	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
		合 計	8	100%	4	100%	12	100%	8	100%	4	100%	12	100%
		定年無し	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
		60 歳	3	6.5%	3	18.8%	6	9.7%	31	67.4%	11	68.8%	42	67.7%
		61~64歳	3	6.5%	2	12.5%	5	8.1%	10	21.7%	2	12.5%	12	19.4%
九	州	65 歳	29	63.0%	9	56.3%	38	61.3%	5	10.9%	2	12.5%	7	11.3%
		66~69歳	5	10.9%	2	12.5%	7	11.3%	0	0%	1	6.3%	1	1.6%
		70 歳	6	13.0%	0	0%	6	9.7%	0	0%	0	0%	0	0%
		合 計	46	100%	16	100%	62	100%	46	100%	16	100%	62	100%

^{*「}定年制度無し」は、表の都合上「定年無し」に省略している。

A 6 選択定年制の導入状況

選択定年制の導入については、教員で 30.1% (183 会員)、職員で 32.4% (197 会員) が設けており、前年度までの調査結果との差は、ほとんどなかった。

グラフ A6 平成21年度 選択定年制の導入状況(会員数の割合)

注)外側が大学法人、内側が短大法人等

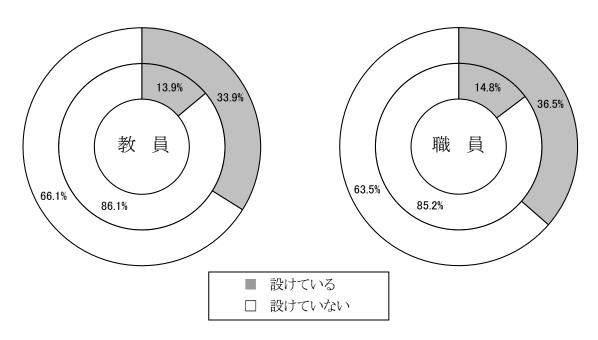


表 A6 平成19~21 年度別 選択定年制の導入状況

	区分		大学法人		短大流	去人等	合	計
		21	167	33.9%	16	13.9%	183	30.1%
det.	設けている	20	166	33.7%	17	14.5%	183	30.0%
教		19	166	34.2%	19	15.0%	185	30.2%
員		21	326	66.1%	99	86.1%	425	69.9%
具	段し設けていない	20	326	66.3%	100	85.5%	426	70.0%
		19	320	65.8%	108	85.0%	428	69.8%
		21	180	36.5%	17	14.8%	197	32.4%
	設けている	20	178	36.2%	19	16.2%	197	32.3%
職		19	178	36.6%	19	15.0%	197	32.1%
員		21	313	63.5%	98	85.2%	411	67.6%
具	設けていない	20	314	63.8%	98	83.8%	412	67.7%
		19	308	63.4%	108	85.0%	416	67.9%
		21	493	100%	115	100%	608	100%
	合 計	20	492	100%	117	100%	609	100%
		19	486	100%	127	100%	613	100%

Ⅱ 退職金規程等

B 1 退職金規程の適用対象 (第3号の2 「適用される労働者の範囲」)

労基法において、退職金制度(退職金規程)は、相対的必要記載事項であり、制度を設ける(設けている)場合は、計算に関する事項や手続き等を就業規則に記載しなければならないとされている。

今年度は、労基法で退職金制度として定めなければならない項目等の規定化の状況について、調査を 行った(会員数についてB10(46ページ)まで同様)。

退職金制度(退職金の算定方法等)が定められている規程を、会員の規程から集計したところ、「退職金規程」に定めているとした会員が91.0%(553会員)と最も多く、次いで「給与規程」であった。

退職金規程等の「適用される労働者の範囲」は、退職金の支給対象者を明確にするための範囲であり、 労働者にとっては、自らの権利の確認のため、雇用者にとっては、退職金の対象と規模を明確にするために重要な項目である。この「適用される労働者の範囲」の雇用区分について調査を行った。

大学法人、短大法人等ともに「専任の教職員」が最も多く、合計で73.4%(446 会員)であった。 なお、会員の規程から「適用される労働者の範囲」の雇用区分について、集計(記載方法が多様であ り、単純に専任教職員に限定しているかという内容で集計)したところ、「専任の教職員のみ」と規定化 している会員は61.3%(373 会員)であった。回答結果との差(約12%)は、退職金規程以外の規程(就 業規則等)に支給対象が定められていると考えられる。

グラフ B1 平成21年度 退職金規程の適用対象(会員数の割合)

注) 外側が大学法人、内側が短大法人等

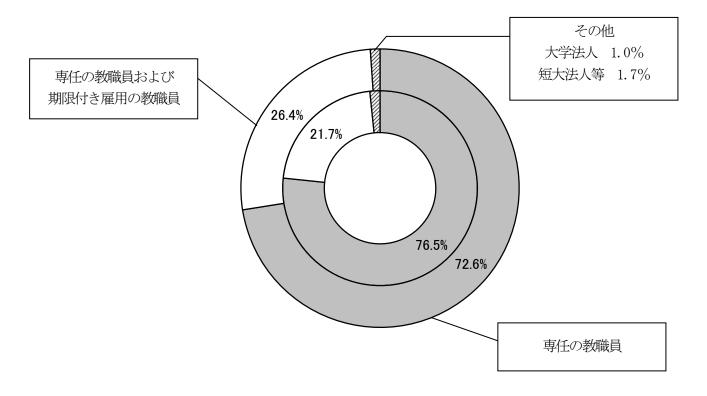


表 B1 平成21年度 退職金規程の適用対象

区分	大学	法人	短大法	去人等	合 計		
専任の教職員	358	72.6%	88	76.5%	446	73.4%	
専任の教職員および期限付き雇用の教職員	130	26.4%	25	21.7%	155	25.5%	
その他	5	1.0%	2	1.7%	7	1.2%	
合 計	493	100%	115	100%	608	100%	

グラフ B1-2 (参考) 会員の規程より退職金制度の規定されている場所 (会員数の割合)

注)外側が大学法人、内側が短大法人等

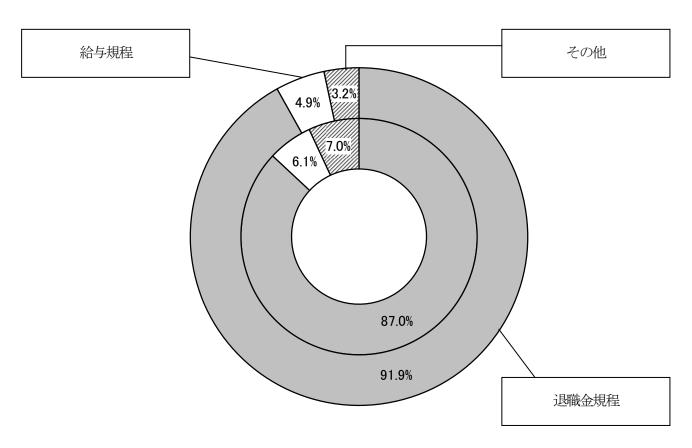


表 B1-2 (参考) 会員の規程より退職金制度の規定されている場所

区分	大学法人		短大治	短大法人等		合 計	
退職金規程	453	91.9%	100	87.0%	553	91.0%	
給与規程	24	4.9%	7	6.1%	31	5.1%	
その他	16	3.2%	8	7.0%	24	3.9%	
合 計	493	100%	115	100%	608	100%	

参考規定例 B1 退職金規程の適用対象

規定例 B1-1

(支給基準)

- 第〇〇条 退職金は、教職員(非常勤教職員、嘱託および臨時職員等を除く、以下同じ。)が、満〇年以上 勤務し、次の各号の一に該当して退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支 給する。
 - 一 自己の都合により退職したとき
 - 二 傷病または死亡により退職したとき
 - 三 定年に達したことにより退職したとき
 - 四 法人の都合により退職したとき

規定例 B1-2

(適用対象)

- 第○○条 この規程を適用し、退職金を支給する対象は、任用の区分により次の職員とする。
 - 一 専任教育職
 - 二 特別任用教育職
 - 三 専任事務職
 - 四 任期を付けた雇用契約をした専任事務職
- 2 前項第1号および第3号に該当する者は、別表第○の表1に定める支給率に基づき支給する。
- 3 第1項第2号に該当する者は、別表第○の表2に定める支給率に基づき支給する。
- 4 第1項第4号に該当する者は、第○○条に定める取り扱いにより、支給する。

規定例 B1-3

(支給方法)

- 第〇〇条 学校法人〇〇大学の常時勤務する専任教職員の退職金は、退職時の俸給月額にその者の在職期間に基づく支給率を乗じて得た額を、別に定めるところにより支給する。ただし、採用時の契約で退職金を支給しないことが謳われている者は、この限りではない。
- 2 本法人に勤務する兼任教職員の退職金は、前項に定める教職員として計算した退職金の金額の1/2 の範囲内で支給することができる。なお、途中で専任教職員となった者は、兼任教職員であった期間の 1/2を、在職期間として算入する。

B2 退職金の支給条件として必要な勤続期間

(第3号の2「退職手当の決定、計算及び支払の方法」、昭和63年1月1日基発1号「勤続年数」)

労基法における「適用される労働者の範囲」、「退職手当の決定、計算及び支払の方法」のうち、支給 条件としての勤続年数(端数月は切り捨てた場合)について調査を行った。

退職金規程等に定める退職金の支給条件として、必要な勤続期間(勤続年数)は「1年以上」としている会員が77.8%(473会員)と最も多く、次いで「0年以上(半年以上等1年未満)」としている会員が11.3%(69会員)と多かった。

また、会員の規程では、退職事由によって必要な勤続期間が異なる場合があり、「自己都合退職」の場合は、「1年以上」としている会員が、75.7%(460 会員)であり、「半年以上」としている会員が、12.3%(75 会員)であった。「死亡退職」の場合は、「1年未満」で支給する会員が、24.4%(148 会員)であった。大学法人では、1年未満で支給する会員が短大法人等より多くなっていた。

この退職金の支給条件として必要な勤続期間の記載の場所については、「支給条件」、「支給制限」または「別表」に記載している傾向にあった。

次に、端数月の取り扱いについて集計したところ、当財団と同じく端数月を「切り捨て」としている会員は、49.3%(300 会員)であり、次いで「月割り計算」が23.2%(141 会員)、「半年以上切り上げ」が16.8%(102 会員)であった。また、休職期間の取り扱いについては、全体の約40%は「算入しない」としており、約30%は「1/2を算入する」としている。

グラフ B2 平成21年度 退職金の支給条件として必要な勤続期間(会員数の割合)

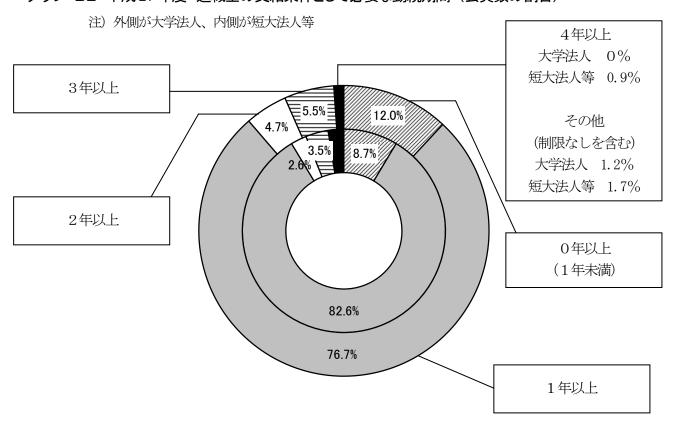


表 B2	平成 21 年度	退職金の支給条件とし	て必要な勤続期間
衣 BL	一一	収取金の文紹条件とし	, しか安は制約

区分	大学法人		短大流	去人等	合 計		
0年以上(1年未満)	59	12.0%	10	8.7%	69	11.3%	
1年以上	378	76.7%	95	82.6%	473	77.8%	
2年以上	23	4.7%	3	2.6%	26	4.3%	
3年以上	27	5.5%	4	3.5%	31	5.1%	
4年以上	0	0%	1	0.9%	1	0.2%	
その他(制限なしを含む)	6	1.2%	2	1.7%	8	1.3%	
合 計	493	100%	115	100%	608	100%	

参考規定例 B2 退職金の支給条件として必要な勤続期間

規定例 B2-1 (支給条件型)

(支給条件)

- 第〇〇条 退職金は勤続満〇年以上の専任教職員が退職し、若しくは解雇され、または在職中に死亡した ときに支給する。ただし、懲戒解雇の場合には、退職金を支給しない。
- 2 休職期間および停職の期間が1ヵ月以上あるときは、その月数の2分の1に相当する月数を在職年数から減ずるものとする。

規定例 B2-2 (別表型)

別表 第○

勤続年数	自己都合	定年	業務上死傷
1年未満	0 (ヵ月分)	0	0.6
1年以上	0.6	1. 0	1.0
2年以上	1. 2	2. 0	2. 0
3年以上	1.8	3. 0	3.0

規定例 B2-3(支給制限型)

(退職金の支給制限)

第○○条 次の各号の一に該当する場合には、退職金の全部または一部を支給しない。

- 一 在職○年未満で退職した者
- 二 懲戒解雇になった者
- 三 禁固以上の刑に処せられ解雇した者

^{*}休職期間の取り扱い、端数月の取り扱いの規定例については、B2-1または32ページ参照。

B3 退職金の算定方法(第3号の2「退職手当の決定、計算及び支払の方法」)

退職金規程等に定める退職金の算定方法は、「算定基礎額基準方式」、「ポイント制方式」、「別テーブル方式(算定基礎額基準方式に似ているが、役職等により割合を設定し、貢献度が反映することができる)」等があるが、国家公務員や当財団と同じく「算定基礎額×支給率」としている会員が今年度も最も多く88.7%(539 会員)であった。これに功労金等を加算する会員との合計は、97.1%(590 会員)になっており、大学法人、短大法人等ともに同じ傾向であった。

グラフ B3 平成21年度 退職金の算定方法(会員数の割合)

注)外側が大学法人、内側が短大法人等

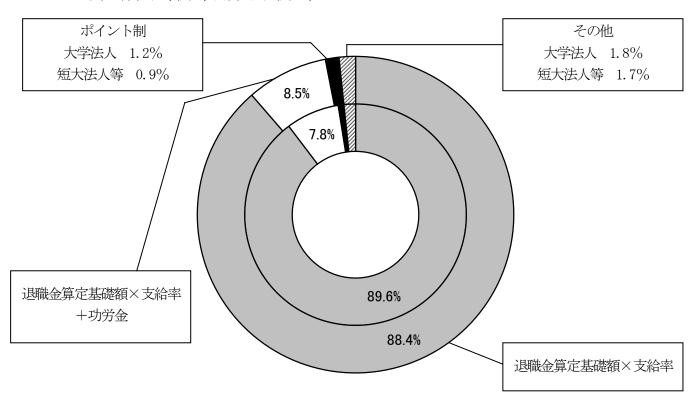


表 B3 平成21年度 退職金の算定方法

区分	大学	法人	短大流	去人等	合 計		
退職金算定基礎額×支給率	436	88.4%	103	89.6%	539	88.7%	
退職金算定基礎額×支給率+功労金等	42	8.5%	9	7.8%	51	8.4%	
ポイント制	6	1.2%	1	0.9%	7	1.2%	
その他	9	1.8%	2	1.7%	11	1.8%	
승 카	493	100%	115	100%	608	100%	

※「その他」は、教職員種別等により異なる、ポイント制とその他の制度の併用等、組み合わせて計算する等。 会員の規程からポイント制を教職員どちらか、または両方で採用している会員は2.1% (13 会員) であった。

参考規定例 B3 退職一時金の算定方法

退職一時金の算定方法については、教職員別や職名別、勤務年数により算定(計算)方法が異なる場合があるが、全教職員が一つの計算方法であると仮定した場合の例を掲載する。

規定例 B3-1

(退職金の計算)

- 第○○条 退職金の金額は、退職時の本俸月額に、別表に掲げる退職事由による区分と勤務年数に応じた 支給率を乗じて得た額とする。
- 2 前項にかかわらず、前項により算出した額が、私立大学退職金財団が計算した退職資金の計算額を下回る場合には、当該財団の退職資金の計算額とする。

規定例 B3-2 (国家公務員型)

(退職金の計算方法)

第〇〇条 次条または第〇〇条の規定(長期勤続や定年,整理退職等の場合)に該当する場合を除くほか, 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の 各号に区分して、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

_	1年以上10年以下の期間について	1年につき 100分の 100
$\stackrel{-}{-}$	11 年以上 15 年以下の期間について	1年につき 100分の110
三	16年以上20年以下の期間について	1年につき 100分の 160
兀	21 年以上 25 年以下の期間について	1年につき 100分の200
五	26年以上30年以下の期間について	1年につき 100分の 160
六	31年以上の期間について	1年につき 100分の 120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)または死亡によらず、自己の 都合により退職した場合の退職手当の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額に 次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

_	勤続期間1年以上10年以下の者	100分の60
\equiv	勤続期間 11 年以上 15 年以下の者	100分の80
三	勤続期間 16 年以上 19 年以下の者	100分の90

規定例 B3-3 (ポイント制)

(退職金の計算)

第○○条 退職金は、次の算定方式によって算出された額を支給する。

(等級ポイント+資格ポイント+勤続ポイント) × 退職事由別支給係数×ポイント単価

(等級ポイント)

第○○条 等級ポイントは、退職時までの別表に定める等級ポイントを1ヵ月単位で累積した点数の合計とする。なお、1ヵ月に満たない月は加算しない。

参考規定例 B3-2 在職年数の計算方法、取り扱い

規定例 B3-2-1 (休職を除き、端数月を月数で切り上げる場合)

(勤続期間の計算)

- 第○○条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続き在職した期間による。
- 2 前項の規定による在職した期間の計算は、職員となった月の属する月から退職した月の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規定による在職した期間のうち、休職または停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く)が1以上あったときは、その月数を勤続期間から除く。
- 4 前3項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、 \bigcirc ヵ月未満のときは切り捨て、 \bigcirc ヵ月以上のときはこれを1年とする。ただし、その勤続期間が \bigcirc ヵ月以上1年未満(死亡の場合は1年未満)の場合にはこれを1年とする。

規定例 B3-2-2 (休職が事由により取り扱いが異なり、端数月を切り捨てる場合)

(勤続期間の計算方法)

- 第○○条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の 属する月までの月数による。
- 2 前項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。
- 3 第1項の規定による勤続期間のうち、現実に職務に服さない期間のある月が1以上あったときは、次の各号により取り扱う。
 - 一 公務上の傷病による休職の期間 全ての期間を算入する
 - 二 傷病による休職の期間 1/2の期間を算入する
 - 三 自己の都合(前号に該当する場合を除く)による休職、停職の期間 全ての期間を算入しない
 - 四 育児休業の期間 1/4の期間を算入する
 - 五 介護休業の期間 1/3の期間を算入する
 - 六 公職等に就任したための休職の期間 特別な事情がある場合を除き、全ての期間を算入しない

規定例 B3-2-3 (端数月を月数で計算する場合)

(勤続期間)

- 第○○条 第○○条による勤続期間の算出は、1ヵ月を以て単位とし、端数月1ヵ月を以て12分の1年とする。
- 2 端数月がある場合の支給率の計算は、端数月を切り捨てた場合の年数の支給率に、端数月に応じた支 給率(端数月を切り上げた場合の年数の支給率から端数月を切り捨てた場合の年数の支給率を減じた率 に端数月を乗じて得た率を12で除して得た率)を加算して得た率とする。
- 3 1ヵ月未満の端数のある場合は、採用した日が15日以前の場合は1ヵ月とし、16日以後の場合は切り捨てる。また、退職する日が15日以前の場合は切り捨て、16日以後の場合は1ヵ月とする。

B4 退職金の算定基礎額 (第3号の2「退職手当の決定、計算及び支払の方法」)

労基法における退職手当の決定、計算及び支払の方法のうち、退職金の計算に必要な「算定基礎額」について調査したところ、「退職時の俸給(本俸)」としている会員が最も多く、大学法人が75.1%(370会員)、短大法人等が69.6%(80会員)であった。また、「退職時の俸給(本俸)」と「退職時の俸給に手当等(金額)を加える」としている会員を合わせると、約90%であった。

会員の規程では、算定基礎額と算定基礎額の時期を別々に集計したところ、算定基礎額となるものは、「本俸(俸給月額)」としている会員が、74.0%(450 会員)と最も多く、次いで「本俸に手当を加算」としている会員、「本俸に割合を乗じる」としている会員であった。少数ではあるが、算定基礎額を「本俸の日額」としている会員もあった。

使用する本俸等の算定基礎額の時期は、「退職時」としている会員が、86.5% (526 会員) で最も多く、「算定基礎額の平均額(1年間または2年間)」としている会員は、4.3% (26 会員) であった。その他は、当財団に準拠して、11月現在の算定基礎額としている会員等であった。

また、原則は「退職時」であるが、「国家公務員退職手当法」を準用し、同法の第5条の2「俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例」(俸給表等、法人全体の給与基準の引き下げを除いた、懲戒等による俸給月額の減額があった場合、退職時の俸給月額での退職金の計算では大幅に退職金が大幅に減額となる場合があるため、俸給月額の減額前と減額後を別々に計算するもの)としている会員もあった。

グラフ B4 平成21年度 退職金の算定基礎額(会員数の割合)

注) 外側が大学法人、内側が短大法人等

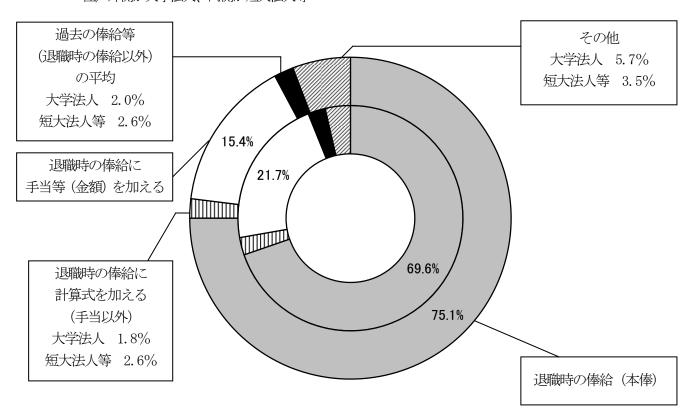


表 B4 平成21年度 退職金の算定基礎額

区分	大学	法人	短大治	去人等	合 計	
退職時の俸給(本俸)	370	75.1%	80	69.6%	450	74.0%
退職時の俸給に計算式を加える(手当以外)	9	1.8%	3	2.6%	12	2.0%
退職時の俸給に手当等(金額)を加える	76	15.4%	25	21.7%	101	16.6%
過去の俸給等(退職時の俸給以外)の平均	10	2.0%	3	2.6%	13	2.1%
その他	28	5.7%	4	3.5%	32	5.3%
合 計	493	100%	115	100%	608	100%

^{※「}その他」の主なものは、最高時の俸給月額や退職時の前月の俸給月額、俸給月額に減算の率を乗じる、ポイント制等。

参考規定例 B4 退職金の算定基礎額

規定例 B4-1 (手当を計算額に含まない場合)

(退職手当)

- 第○○条 退職手当は、退職時の「退職手当算定基礎額」に別表に定める支給率を乗じた金額を、教職員本人に支給するものとする。ただし、死亡により退職したときは、第○○条で遺族と定めた者に、弔慰金として支給する。
- 2 前項の退職手当算定基礎額は、退職または死亡時の本俸およびその調整額とする。

規定例 B4-2 (手当を計算額に含む場合)

(退職手当の支給額)

第○○条 退職手当の支給額は、職員が退職時または、死亡時における俸給・地域手当・役職手当・教育職特別調整手当および親族扶養手当の月額の合計額に、第○○条各号の退職事由ごとに定める区分により、別表第1に定める勤続満年数に相当する支給率を乗じて得た額とする。

規定例 B4-3 (算定基礎額に平均の俸給月額を使用する場合)

(退職金の額)

- 第○○条 退職金の額は、教職員が退職し、または死亡した日における平均標準給与月額に、その在職年 数に応じて別表1に定める指数を乗じて得た額とする。
- 2 前項の平均標準給与月額とは、別表2に定める標準給与月額の退職前2年間の合計額の24分の1に 相当する額をいう。ただし、勤続2年未満のものは、その勤続期間中の標準給与月額の合計額を、在職 月数で平均した額をいう。

B5 「定年退職」と「自己都合退職」の退職金額の差

(第3号の2、昭和63年1月1日基発1号「退職事由等の退職手当額の決定のための要素」)

労基法では、第89条第1項第3号で、退職に関する事項を絶対的必要記載事項として定めなければならないとしている。また、退職事由は、支給率や退職金の支給条件と関係がある場合が多く、労基法でも「退職事由等の退職手当額の決定のための要素」として記載を求めている。

退職事由のうち、会員で最も多い退職事由である「定年退職」(当財団へ届け出た退職者の 30.4%) と「自己都合退職」(同 65.6%) について、退職金額に差があるか(算定水準に差を設けているか) について調査を行った。

これらの退職事由による退職金額に差が「なし」としている会員は、62.5% (380 会員) であった。 大学法人では、44.0% (217 会員) が、差が「ある」としているのに対し、短大法人等では、差が「ある」 会員は9.6% (11 会員) であり、大学法人と短大法人等で異なる結果となった。

短大法人等で差が「なし」としている会員が多いのは、当財団に準拠している会員が多いことが影響していると考えられる。

グラフ B5 平成21年度「定年退職」と「自己都合退職」の退職金額の差(会員数の割合)

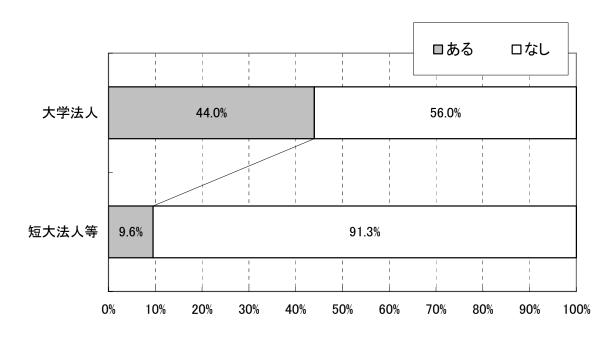


表 B5 平成21年度「定年退職」と「自己都合退職」の退職金額の差

区分	大学法人		短大法人等		合 計	
ある	217	44.0%	11	9.6%	228	37.5%
なし	276	56.0%	105	91.3%	380	62.5%
合 計	493	100%	115	100%	608	100%

参考規定例 B5 退職事由により退職金の算定結果が異なる場合

規定例 B5-1 (支給率表が異なる場合)

(支給率)

- 第○○条 退職金の支給率は、次に掲げる退職事由ごとに対応する別表に定める支給率とする。ただし、 在職期間が○年未満の職員が第1号に該当し退職した場合については、退職金を支給しない。
 - 一 自己都合による退職の場合は、別表1の支給率第1号を適用する。
 - 二 定年による退職の場合は、別表1の支給率第2号を適用する。
 - 三 自己の理由による死亡または疾病、障害で退職した場合は、別表2の支給率第1号を適用する。
 - 四 業務上の理由による死亡または疾病、障害で退職した場合は、別表2の支給率第2号を適用する。
- 2 退職の理由となった傷病または死亡が、前項第4号に定める業務上のものであるかどうかを認定するにあたっては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定により、職員の業務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠するものとする。

規定例 B5-2 (国家公務員型)

(定年退職等の場合の退職金の額)

第〇〇条 〇〇年以上勤務し、定年年齢に達したことにより退職した者若しくはこれに準ずる事由により 退職した者、または〇〇年以上勤務し、自己都合または懲戒等の事由によらないで退職した者に対する 退職金の額は、退職の日における俸給月額に、勤続期間を次の各号に区分して掲げる割合を乗じて得た 額の合計額とする。

(各号の例示は、B3-2のパターンと同様のため省略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第○○条 定員の減少若しくは学部の改廃のために過員が生じ退職した者,公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職金の額は,退職の日における俸給月額に2割の額を加算した額に,勤続期間を次の各号に区分して掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(各号の例示は、B3-2のパターンと同様のため省略)

規定例 B5-3 (基本額を加算または減算する場合)

(定年によらない場合の退職手当支給率)

- 第○○条 次の各号の一に該当する者に対する退職手当は、第○○条の規定により計算して得た額に1.5 を乗じて得た額とする。
 - 一 公務上の傷病または死亡による退職
 - 二 学生、生徒の定数減または組織の改廃により過員を生じたときの整理退職
- 2 自己の都合により退職した者(前項第1号に該当する者は除く)に対する退職手当は,第○○条の規定により計算して得た額に0.8を乗じて得た額とする。

B6 退職金の支給率の基準 (第3号の2「退職手当の決定、計算及び支払の方法」)

労基法における退職手当の決定、計算及び支払の方法のうち、「退職金の支給率の基準」については、 大学法人で、「独自の支給率」としている会員が、47.7% (235 会員) で最も多く、次に「当財団交付率 を準用(国家公務員退職手当法「自己都合退職」)」としている会員が、36.1% (178 会員) であった。

一方、短大法人等は、「当財団交付率を準用」としている会員が、58.3% (67 会員) で最も多く、次に「独自の支給率」と回答としている会員が、27.8% (32 会員) であり、大学法人と短大法人等とでは、逆の傾向であった。

「支給率の基準」を地域別に比較すると、「独自の支給率」としている会員が多いのは、東京地域の大学法人、京都・大阪地域の大学法人、短大法人等であり、「当財団交付率を準用」としている会員が多いのは、甲信越地域の大学法人、短大法人等、北関東、東海、四国、九州の各地域の短大法人等であった。

グラフ B6 平成21年度 退職金支給率の基準(会員数の割合)

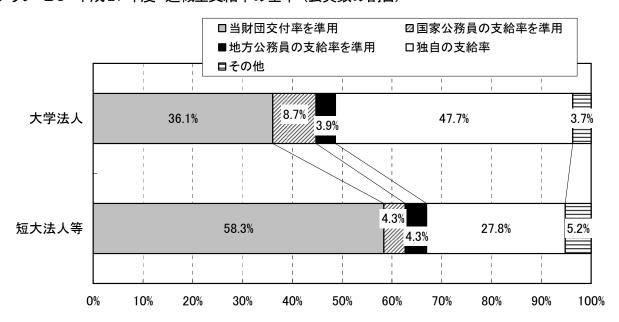
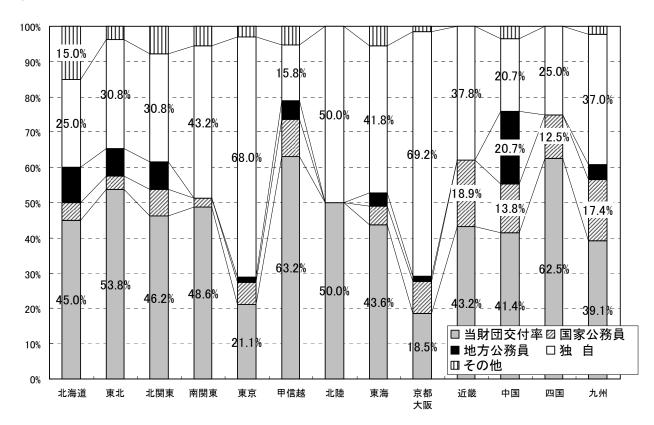


表 B6 平成21年度 退職金支給率の基準

区分	大学	法人	短大流	去人等	合 計		
当財団交付率を準用	178	36.1%	67	58.3%	245	40.3%	
国家公務員の支給率を準用	43	8.7%	5	4.3%	48	7.9%	
地方公務員の支給率を準用	19	3.9%	5	4.3%	24	3.9%	
独自の支給率	235	47.7%	32	27.8%	267	43.9%	
その他 (国立大学法人の支給率を準用、ポイント制等)	18	3.7%	6	5.2%	24	3.9%	
合 計	493	100%	115	100%	608	100%	

グラフ B6-2 平成21年度 地域別退職金支給率の基準(会員数の割合)

大学法人



短大法人等

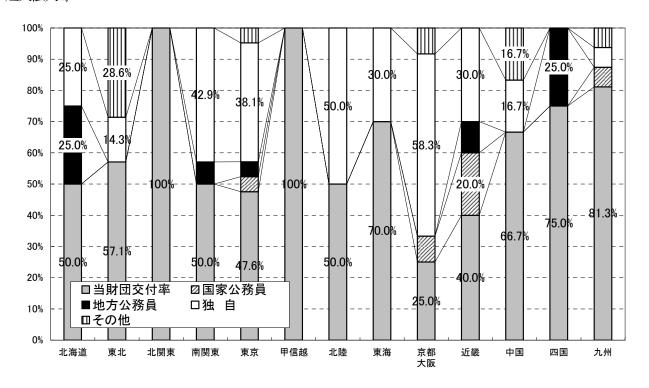


表 B6-2 平成21年度 地域別退職金支給率の基準

	地域区分	大学	法人	短大法	去人等	合	計
_	当財団交付率を準用	9	45.0%	2	50.0%	11	45.8%
_	国家公務員の支給率を準用	1	5.0%	0	0%	1	4.2%
北海道	地方公務員の支給率を準用	2	10.0%	1	25.0%	3	12.5%
117年7日	独自の支給率	5	25.0%	1	25.0%	6	25.0%
	その他	3	15.0%	0	0.0%	3	12.5%
	合 計	20	100%	4	100%	24	100%
_	当財団交付率を準用	14	53.8%	4	57.1%	18	54.5%
	国家公務員の支給率を準用	1	3.8%	0	0%	1	3.0%
東 北	地方公務員の支給率を準用	2	7.7%	0	0%	2	6.1%
東北	独自の支給率	8	30.8%	1	14.3%	9	27.3%
	その他	1	3.8%	2	28.6%	3	9.1%
	合 計	26	100%	7	100%	33	100%
	当財団交付率を準用	6	46.2%	4	100%	10	58.8%
-	国家公務員の支給率を準用	1	7.7%	0	0%	1	5.9%
1/181 1.	地方公務員の支給率を準用	1	7.7%	0	0%	1	5.9%
北関東	独自の支給率	4	30.8%	0	0%	4	23.5%
	その他	1	7.7%	0	0%	1	5.9%
	合 計	13	100%	4	100%	17	100%
-	当財団交付率を準用	18	48.6%	7	50.0%	25	49.0%
	国家公務員の支給率を準用	1	2.7%	0	0%	1	2.0%
	地方公務員の支給率を準用	0	0%	1	7.1%	1	2.0%
南関東	独自の支給率	16	43.2%	6	42.9%	22	43.1%
-	その他	2	5.4%	0	0%	2	3.9%
 	合 計	37	100%	14	100%	51	100%
	当財団交付率を準用	27	21.1%	10	47.6%	37	24.8%
-	国家公務員の支給率を準用	8	6.3%	1	4.8%	9	6.0%
<u> </u>	地方公務員の支給率を準用	2	1.6%	1	4.8%	3	2.0%
東京	独自の支給率	87	68.0%	8	38.1%	95	63.8%
	その他	4	3.1%	1	4.8%	5	3.4%
<u> </u>	合 計	128	100%	21	100%	149	100%
	当財団交付率を準用	12	63.2%	5	100%	17	70.8%
	国家公務員の支給率を準用	2	10.5%	0	0%	2	8.3%
	地方公務員の支給率を準用	1	5.3%	0	0%	1	4.2%
甲信越	独自の支給率	3	15.8%	0	0%	3	12.5%
- 	その他	1	5.3%	0	0%	1	4.2%
ŧ	合 計	19	100%	5	100%	24	100%
	当財団交付率を準用	5	50.0%	1	50.0%	6	50.0%
-	国家公務員の支給率を準用	0	0%	0	0%	0	0%
	地方公務員の支給率を準用	0	0%	0	0%	0	0%
北陸	独自の支給率	5	50.0%	1	50.0%	6	50.0%
ļ	その他	0	0%	0	0%	0	0%
 	合 計	10	100%	2	100%	12	100%

次頁へ続く

前頁の続き

	地域区分	大学	法人	短大治	去人等	合	計
	当財団交付率を準用	24	43.6%	7	70.0%	31	47.7%
	国家公務員の支給率を準用	3	5.5%	0	0%	3	4.6%
士 海	地方公務員の支給率を準用	2	3.6%	0	0%	2	3.1%
東海	独自の支給率	23	41.8%	3	30.0%	26	40.0%
	その他	3	5.5%	0	0%	3	4.6%
	合 計	55	100%	10	100%	65	100%
	当財団交付率を準用	12	18.5%	3	25.0%	15	19.5%
<u> </u>	国家公務員の支給率を準用	6	9.2%	1	8.3%	7	9.1%
京都	地方公務員の支給率を準用	1	1.5%	0	0%	1	1.3%
大阪	独自の支給率	45	69.2%	7	58.3%	52	67.5%
/\ 19X	その他	1	1.5%	1	8.3%	2	2.6%
	合 計	65	100%	12	100%	77	100%
	当財団交付率を準用	16	43.2%	4	40.0%	20	42.6%
	国家公務員の支給率を準用	7	18.9%	2	20.0%	9	19.1%
、仁 姚	地方公務員の支給率を準用	0	0%	1	10.0%	1	2.1%
近畿	独自の支給率	14	37.8%	3	30.0%	17	36.2%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%
	合 計	37	100%	10	100%	47	100%
	当財団交付率を準用	12	41.4%	4	66.7%	16	45.7%
	国家公務員の支給率を準用	4	13.8%	0	0%	4	11.4%
中国	地方公務員の支給率を準用	6	20.7%	0	0%	6	17.1%
	独自の支給率	6	20.7%	1	16.7%	7	20.0%
	その他	1	3.4%	1	16.7%	2	5.7%
	合 計	29	100%	6	100%	35	100%
	当財団交付率を準用	5	62.5%	3	75.0%	8	66.7%
	国家公務員の支給率を準用	1	12.5%	0	0%	1	8.3%
	地方公務員の支給率を準用	0	0%	1	25.0%	1	8.3%
四国	独自の支給率	2	25.0%	0	0%	2	16.7%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%
	숨 計	8	100%	4	100%	12	100%
	当財団交付率を準用	18	39.1%	13	81.3%	31	50.0%
	国家公務員の支給率を準用	8	17.4%	1	6.3%	9	14.5%
九州	地方公務員の支給率を準用	2	4.3%	0	0%	2	3.2%
<i>ጋ</i>	独自の支給率	17	37.0%	1	6.3%	18	29.0%
	その他	1	2.2%	1	6.3%	2	3.2%
	合 計	46	100%	16	100%	62	100%

表 B6-3 (参考) 会員の規程より維持会員の退職金支給率の平均と当財団の交付率

(単位:月分)

当財団

42.7

43.9

45. 1

46.3

47.5

48.7

49.9

51. 1

52.3

53.5

54. 7

55.9

57. 1

58.3

59.28

				_
在職年数	平均	当財団	在職年数	
1年以上	0.61	0.6	31年	_
2年	1. 24	1.2	32年	
3年	2.00	1.8	33年	
4年	2.69	2.4	34年	
5年	3. 42	3.0	35年	
6年	4. 42	3.6	36年	
7年	5. 18	4. 2	37年	
8年	5. 95	4.8	38年	
9年	6. 73	5. 4	39年	
10年	8. 98	6.0	40年	
11年	10.05	8. 88	41年	
12年	11. 14	9. 76	42年	
13年	12. 17	10.64	43年	
14年	13. 23	11. 52	44年	
15年	14. 34	12. 4	45年	
16年	16. 27	15. 39	* 今号の古物	∠ ₩
17年	17. 61	16. 83	* 会員の支統 計算する最長	
18年	18. 91	18. 27	るもの) まて	
19年	20. 25	19. 71	例えば、40	
20年	23. 01	23. 5	であれば、55	
21年	24. 68	25. 5	また、会員 されている場	
22年	26. 34	27.5	の年数として	
23年	27. 96	29. 5	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
24年	29. 61	31.5	なお、退職 なお、退職 は、自己都合	
25年	32. 27	33. 5		ı ₩
26年	34. 12	35. 1		
27年	35. 90	36. 7		
28年	37. 76	38. 3		
			7	

29年

30年

39. 58

41.57

* 会員の支給率の平均は、会員ごとに支給率を 計算する最長の年数 (支給率表に記載されてい るもの) までで集計している。

平均

42.96

44.31

45.65

46.99

48.33

49.45

50.82

52.01

53. 18

54.38

55. 20

56.39

57. 55

58. 56

59. 27

例えば、40年が最長の年数の会員が554会員 であれば、554会員の平均である。

また、会員の規程に、支給率の限度値が指定 されている場合は、限度値となった年数を最長 の年数としている。

なお、退職事由により支給率が異なる場合に は、自己都合退職の支給率を集計している。

39.9

41.5

B7 退職金の支給日

(第3号の2「退職手当の支払の時期に関する事項」、昭和63年3月14日基発150号)

当財団から交付する退職資金は、会員が退職金を退職教職員に支給した後に、その支給(受給)を証する書面を添付し、当財団に申請することとなっている(退職資金交付業務方法書第14条)。

退職金の支給日は、労基法で就業規則(退職金規程等)への記載を義務付けられている。その内容の程度については、通達で、退職金規程に定める退職金の支給日は、確定日とする必要はないが、いつまでに支払うかについては明確にしておく必要があるとされている(記載が無い場合には、労基法第23条に基づき、請求から7日以内に支給せねばならない。記載がある場合には、通達により「支払時期に支払えば足りる」ものである)。よって、何日以内と記載されている場合が多い。

なお、国家公務員退職手当法では、第2条の3第2項で退職した日から起算して1ヵ月以内に支払わなければならない(支給対象者が死亡している場合等は除く)となっている。

本調査では、規定ではなく、実際の退職金支給日について調査を行った(退職金の支給がまだ無いと回答した1会員を除いた607会員で集計)。回答では、「退職後1ヵ月以内」と回答している会員が全体の47.4%(288会員)で最も多く、次いで「退職日」に支給する会員が35.3%(214会員)であり、教職員の退職後1ヵ月までに支給する会員が約90%であった。

グラフ B7 平成21年度 退職金の支給日(会員数の割合)

注)外側が大学法人、内側が短大法人等

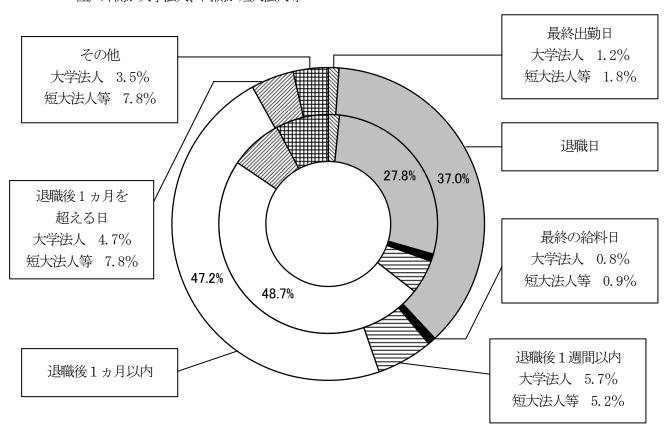


表 B7 平成21年度 退職金の支給日

区分	大学	法人	短大流	去人等	合 計		
最終出勤日	6	1.2%	2	1.8%	8	1.3%	
退職日	182	37.0%	32	27.8%	214	35.3%	
最終の給料日	4	0.8%	1	0.9%	5	0.8%	
退職後1週間以内	28	5.7%	6	5.2%	34	5.6%	
退職後1ヵ月以内	232	47.2%	56	48.7%	288	47.4%	
退職後1ヵ月を超える日	23	4.7%	9	7.8%	32	5.3%	
その他(該当なし)	17	3.5%	9	7.8%	26	4.3%	
合 計	492	100%	115	100%	607	100%	

^{※「}その他」の主なものは、「定まっていない」、「退職月により異なる」、「退職日前1週間前」等。

参考規定例 B7 退職金の支給日

規定例 B7-1(〇ヵ月以内に支給する場合)

(支給日)

第○○条 退職金は、退職の日から1ヵ月以内に支給するものとする。ただし、退職金の支給制限事由の 有無または遺族の受給資格について、調査を要する場合は、この限りではない。

規定例 B7-2 (指定日に支給する場合)

(支給日と支給方法)

- 第〇〇条 退職金は、退職日の翌月末日に、給与規程に定める支給方法に準じて、全額本人に支払うものとする。ただし、退職金支払前までに懲戒解雇等退職金の金額に変化が生じる事由に相当する可能性が疑われる場合には、その調査結果が判明するまで支払を延期することができる。
- 2 退職日の翌月末日が、金融機関の休業日であるときは、その前営業日とする。

注)退職金の支払期日において「○日以内」という表現でなく、「遅滞なく」「速やかに」としている場合、特に「速やかに」は、法律用語として訓示的意味(心得。違反しても、手続きの効力に影響のないもの)で用いられ、意味が曖昧となってしまうため、義務違反を引き起こしてしまうという趣旨で用いられないのが一般的であり、ほかに特段の事情のない限り、退職金の支払日を定めたものとはいえず、退職金は期限の定めのない債務として取り扱われることとなる。この場合、退職金は労基法所定の賃金であるから、支払日の定め(支払期日)が無い場合、労基法第23条の賃金の適用となり、退職者の請求から7日以内に支払わなければならないことを指すこととなる。

(参考:福岡地裁 平成3年2月13日判決 昭和62(ワ)3334等 クレジット債権管理組合退職金等請求事件)

B8 退職金の支払方法(第3号の2「退職手当の決定、計算及び支払の方法」)

労基法で定めなければならない「退職金の支払方法」は、通達では、「退職手当額の算定方法及び一時金で支払うのか年金で支払うのか等の支払の方法をいうものであること」としている。

前年度までの当財団の調査結果より、会員は一時金で支給するのが主(当財団の平成20年度退職金に関する実態調査で、97.0%の会員が「一時金のみ」と回答)となっている。会員の規程を集計したところ、退職金規程に一時金と明記されている会員は、26.3%(160会員)であり、一時金以外(一時金と年金の併用、分割等)と明記している会員が2.2%(13会員)であった。

本調査では、「退職一時金の支払手段(支給方法)」について、退職金規程にどのように定めているか調査を行った。

「銀行等振込」としている会員が全体の 55.1% (335 会員) で最も多く、次いで「その他 (記載なし、他)」としている会員が 27.8% (169 会員) であった。

グラフ B8 平成21年度 退職金の支払方法(会員数の割合)

注) 外側が大学法人、内側が短大法人等

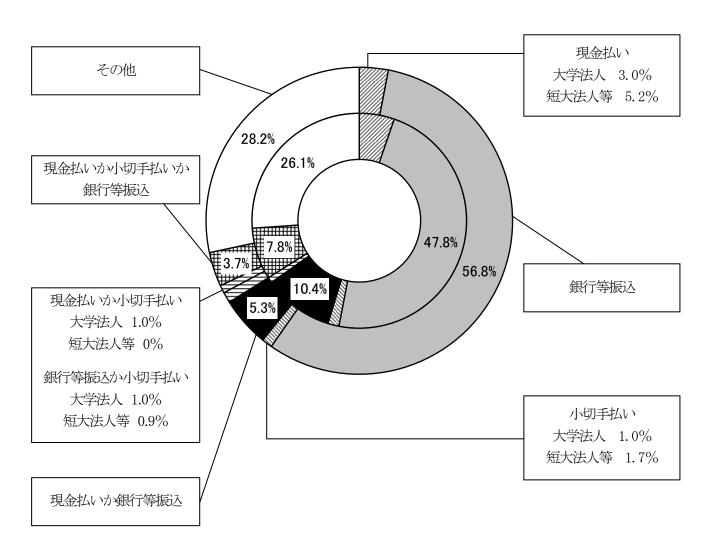


表 B8 平成21年度 退職金の支払方法

						1	
区分	大学	法人	短大流	去人等	合 計		
現金払い	15	3.0%	6	5.2%	21	3.5%	
銀行等振込	280	56.8%	55	47.8%	335	55.1%	
小切手払い	5	1.0%	2	1.7%	7	1.2%	
現金払いか銀行等振込	26	5.3%	12	10.4%	38	6.3%	
現金払いか小切手払い	5	1.0%	0	0%	5	0.8%	
銀行等振込か小切手払い	5	1.0%	1	0.9%	6	1.0%	
現金払いかり切手払いか銀行等振込	18	3.7%	9	7.8%	27	4.4%	
その他(記載なし、ほか)	139	28.2%	30	26.1%	169	27.8%	
合 計	493	100%	115	100%	608	100%	

参考規定例 B8 退職金の支払方法

規定例 B8-1 (一時金かつ通貨等で支給する場合)

(退職金の通貨払い)

第○○条 退職金は一時に現金をもって支給する。ただし、教職員または遺族が同意した場合には、その者の指定する金融機関の口座への振込または金融機関振出の小切手によって支給することができる。

規定例 B8-2 (全額支給という表現の場合)

(退職金の支払方法)

第〇〇条 退職金は、退職と同時に全額を金融機関の口座振替で支給することを原則とする。ただし、該当教職員が役員に就任した場合、本人の同意の上、役員退任後に支給する。

規定例 B8-3 (国家公務員型)

(退職手当の支払)

- 第〇〇条 この規定による退職手当は、その全額を、現金で、直接教職員(死亡により退職した場合はその遺族)に支払わなければならない。ただし、支給を受ける本人の同意がある場合には、この限りでない。
- 2 退職手当は、教職員が退職した日から起算して1ヵ月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

B9 退職金の増減規定の有無

(第3号の2、昭和63年1月1日基発1号 、 「不支給事由又は減額の事由を設ける場合」

B10 退職金の返還規定の有無

退職金は支給条件や支給内容が予め退職金規程等就業規則により明確に定められている場合は、判例では退職金の功労報酬的性格から増減して支給することは、違法ではないとされている。

労基法では、通達に「退職金について不支給事由または減額事由を設ける場合には、これは退職手当の決定及び計算の方法に関する事項に該当するので、就業規則に記載する必要がある」としている。

また、国家公務員退職手当法では、退職手当の支給制限として、在職中に禁固刑以上の刑に処せられた職員や懲戒事項に該当した職員は失職し、退職手当は支給されないこととなっている(第12条および第14条)。平成20年度の改正の際は、退職手当制度の一層の適正化を図ることを目的として、問題の発覚前または裁判の判決前に退職した場合で、退職後に在職中の問題が発覚し、禁固刑以上の刑に処せられた場合も、退職金を支払わなかったことと同様の効果である「退職金の返還」を求める法律となっている(第15条)。

そこで、本調査では、会員の退職金額の決定について、交付率で定めるほかに退職金の増額、減額、 返還を規定しているか調査を行った。

退職金規程等に、「増額規定がある」 会員が 44.4% (270 会員)、「減額規定がある」 会員は、33.9% (206 会員)、「返還規定がある」 会員は、14.0% (85 会員) であった。

会員の規程で「増額規定」を設けている会員は、地域別で特徴があり、大学法人では、東京、東海、 北陸、近畿、九州の地域で、短大法人等では、北海道、東京、東海の地域で、多くなっていた。

なお、会員の規程では、「支給制限(不支給)」を設けている会員は、89.1% (541 会員) であった。

グラフ B9 平成21年度 退職金の増減、返還規定の有無(会員数の割合)

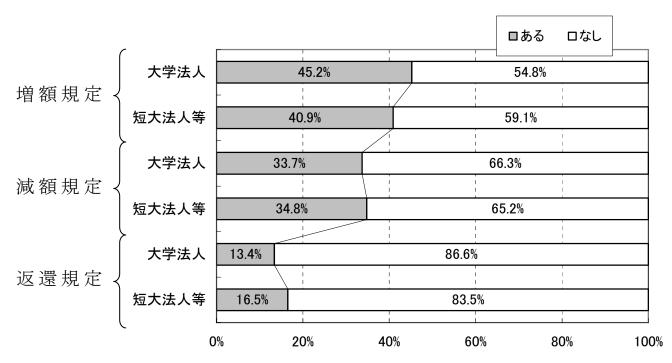
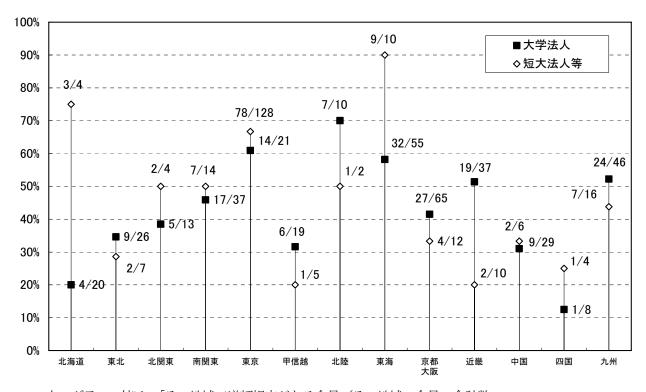


表 B9 平成21年度 退職金の増減、返還規定の有無

区 分		大学法人		短大法	去人等	合 計		
増額規定	ある	223	45.2%	47	40.9%	270	44.4%	
增积 观化	なし	270	54.8%	68	59.1%	338	55.6%	
減額規定	ある	166	33.7%	40	34.8%	206	33.9%	
/	なし	327	66.3%	75	65.2%	402	66.1%	
返還規定	ある	66	13.4%	19	16.5%	85	14.0%	
以及地方以上	なし	427	86.6%	96	83.5%	523	86.0%	
合 計		493	100%	115	100%	608	100%	

グラフ B9-2 (参考) 会員の規程より退職金の増額規定がある会員(会員数の割合)



*上のグラフの値は、「その地域で増額規定がある会員/その地域の会員の合計数」

表 B9-2 (参考) 会員の規程より退職金の増額規定がある会員

		, , o i ± o · , , _ i / i			-		
地域	区分	大学	法人	短大法	去人等	合	計
北海道	ある	4	20.0%	3	75.0%	7	29.2%
4亿世2里	なし	16	80.0%	1	25.0%	17	70.8%
合	計	20	100%	4	100%	24	100%
東北	ある	9	34.6%	2	28.6%	11	33.3%
木 11	なし	17	65.4%	5	71.4%	22	66.7%
合	計	26	100%	7	100%	33	100%

次頁へ続く

前頁の続き

土	地域区分	大学	法人	短大流	去人等	合	計
北関東	ある	5	38.5%	2	50.0%	7	41.2%
11)判果	なし	8	61.5%	2	50.0%	10	58.8%
é	計 計	13	100%	4	100%	17	100%
南関東	ある	17	45.9%	7	50.0%	24	47.1%
刊为不	なし	20	54.1%	7	50.0%	27	52.9%
e	計	37	100%	14	100%	51	100%
東京	ある	78	60.9%	14	66.7%	92	61.7%
/K //K	なし	50	39.1%	7	33.3%	57	38.3%
<u></u>	計	128	100%	21	100%	149	100%
甲信越	ある	6	31.6%	1	20.0%	7	29.2%
1111/02	なし	13	68.4%	4	80.0%	17	70.8%
É	計	19	100%	5	100%	24	100%
北陸	ある	7	70.0%	1	50.0%	8	66.7%
10 12	なし	3	30.0%	1	50.0%	4	33.3%
<u></u>	計	10	100%	2	100%	12	100%
東海	ある	32	58.2%	9	90.0%	41	63.1%
水 1時	なし	23	41.8%	1	10.0%	24	36.9%
<u></u>	計	55	100%	10	100%	65	100%
京 都	ある	27	41.5%	4	33.3%	31	40.3%
大阪	なし	38	58.5%	8	66.7%	46	59.7%
É	計	65	100%	12	100%	77	100%
近畿	ある	19	51.4%	2	20.0%	21	44.7%
7.C #74	なし	18	48.6%	8	80.0%	26	55.3%
É	計	37	100%	10	100%	47	100%
中国	ある	9	31.0%	2	33.3%	11	31.4%
	なし	20	69.0%	4	66.7%	24	68.6%
<u></u>	計	29	100%	6	100%	35	100%
四国	ある	1	12.5%	1	25.0%	2	16.7%
	なし	7	87.5%	3	75.0%	10	83.3%
<u></u>	計	8	100%	4	100%	12	100%
九州	ある	24	52.2%	7	43.8%	31	50.0%
	なし	22	47.8%	9	56.3%	31	50.0%
e	計	46	100%	16	100%	62	100%

【退職金の増額、減額、返還、不支給の要件の例】

・増額の場合 長期勤続、功労顕著、役員等就任、早期退職(本調査での集計は功労のみ)

減額の場合 自己都合退職、引き継ぎ不足等義務の不履行、懲戒事由

• 返還の場合 退職金支給後に在職中の懲戒事由の判明

• **不支給の場合** 懲戒事由、反社会的行動、刑事訴訟、退職後退職金支給までの法人への名誉毀損

参考規定例 B9、B10 退職金の増減、返還規定

規定例 B9-1 (退職金を増額する場合)

(功績顕著な者に対する退職金の増額)

第○○条 在職中の本法人に対して功績顕著な者には、理事会の議を経て、勤続年数にかかわらず、退職 時の俸給月額の○倍の範囲内で、退職金を増額することができる。

規定例 B9-2 (退職金を減額する場合)

(退職金の条件)

第〇〇条 職員が引き続き1年以上在職し、次の各号の一に該当し職員の身分を喪失したときは、本規程の定めるところにより退職手当を支給する。ただし、懲戒解雇された者、本法人の意思に反して強いて退職した者および後任者への引き継ぎ業務等を怠り、本法人に損害を与えた者には退職手当支給率を減じ、若しくは退職手当を支給しない。

規定例 B9-3 (退職金の支給制限の緩和として減額する場合)

(退職金の支給禁止)

第○○条 職員が、懲戒規程により懲戒解雇となったときおよび刑事事件で禁固刑に処せられた場合は、 退職手当を支給しない。ただし、事情により第○○条の規定による退職金の金額を減額して支給することができる。

規定例 B10-1 (退職金を返還させる場合)

(退職手当の返還)

第〇〇条 教職員が退職後,在職中の勤務に関し、懲戒による解雇処分を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、すでに支給した退職金の一部または全部を返還させ、若しくは退職金を支給しないことができる。

Ⅲ その他

C 1 今後の退職予定者

今年度の調査では、退職予定者が一番多く見込まれる年度について調査を行った。「その他(予定なし、多く出る年度の予定がない)」と回答している会員が、教員は全体の30.3%(184 会員)、職員は39.5%(240 会員)と最も多く、次いで「平成27年度以降」と回答している会員が、教員は21.4%(130 会員)、職員は22.2%(135 会員)となった。

教職員別で比較すると、教員の方が、職員より早期に退職する予定があるという傾向にあった。

入学定員規模別で比較すると、教員は入学定員規模が300人以上の会員は、平成23年度から平成25年度の間に退職者が多くなる傾向にあり、特に500人以上の会員は、今年度から平成25年度までの間に退職者が多くなる傾向にあった。職員は入学定員規模が400人以上の会員で、平成23年度から平成25年度の間に退職者が多くなる傾向にあった。一方、今後退職者が多くなる年度はないと回答した会員は、300人未満の会員が多くなる傾向にあった。

グラフ C1 今後の退職予定者が一番多く見込まれる年度(会員数の割合)

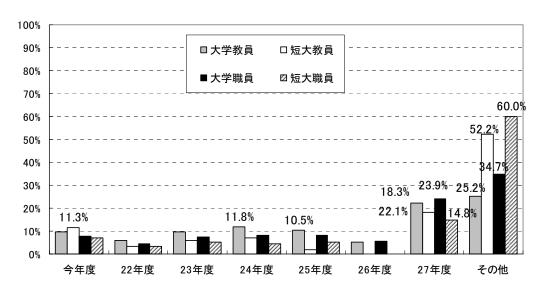


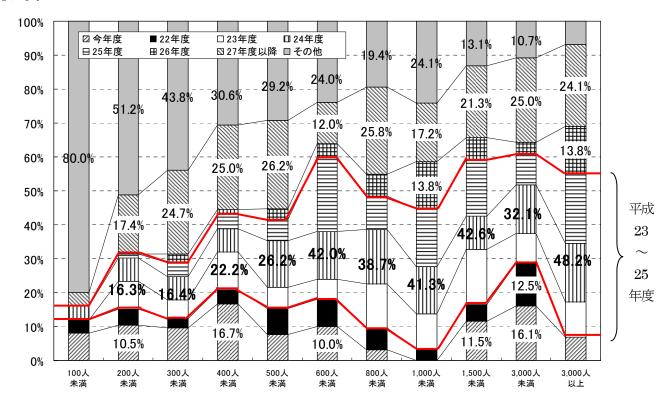
表 C1 今後の退職予定者が一番多く見込まれる年度

区分			教	員			職員					
	大学	法人	短大流	去人等	合	計	大学	法人	短大法	去人等	合	計
今年度	47	9.5%	13	11.3%	60	9.9%	38	7.7%	8	7.0%	46	7.6%
22 年度	30	6.1%	4	3.5%	34	5.6%	21	4.3%	4	3.5%	25	4.1%
23 年度	48	9.7%	7	6.1%	55	9.0%	37	7.5%	6	5.2%	43	7.1%
24 年度	58	11.8%	8	7.0%	66	10.9%	40	8.1%	5	4.3%	45	7.4%
25 年度	52	10.5%	2	1.7%	54	8.9%	41	8.3%	6	5.2%	47	7.7%
26 年度	25	5.1%	0	0%	25	4.1%	27	5.5%	0	0%	27	4.4%
27 年度以降	109	22.1%	21	18.3%	130	21.4%	118	23.9%	17	14.8%	135	22.2%
その他	124	25.2%	60	52.2%	184	30.3%	171	34.7%	69	60.0%	240	39.5%
合 計	493	100%	115	100%	608	100%	493	100%	115	100%	608	100%

グラフ C1-2 入学定員規模別今後の退職予定者が一番多く見込まれる年度(会員数の割合)

*退職予定者が多く出る傾向にある平成23年度から平成25年度までを太線で区分している。

教 員



職員

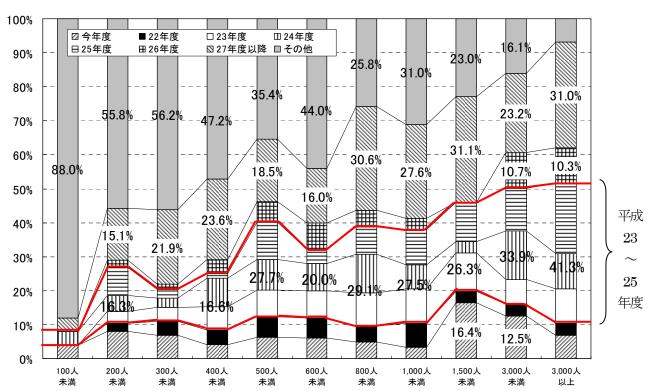


表 C1-2 入学定員規模別今後の退職予定者が一番多く見込まれる年度

衣(し)一と「八字正貝院候別与後の返職下正台が一番多く兄込まれる中度													
入学定	員規模区分			教	員	Ī				職	員	Т	
717	1	大学	法人		去人等	合	計	大学	法人	短大法	去人等	合	計
	今年度	0	0%	2	15.4%	2	8.0%	0	0%	1	7.7%	1	4.0%
	22 年度	1	8.3%	0	0%	1	4.0%	0	0%	0	0%	0	0%
	23 年度	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
100 人	24 年度	0	0%	1	7.7%	1	4.0%	1	8.3%	0	0%	1	4.0%
	25 年度	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
71410	26 年度	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	27 年度以降	0	0%	1	7.7%	1	4.0%	0	0%	1	7.7%	1	4.0%
	その他	11	91.7%	9	69.2%	20	80.0%	11	91.7%	11	84.6%	22	88.0%
	合 計	12	100%	13	100%	25	100%	12	100%	13	100%	25	100%
	今年度	3	7.3%	6	13.3%	9	10.5%	3	7.3%	4	8.9%	7	8.1%
	22 年度	2	4.9%	2	4.4%	4	4.7%	1	2.4%	1	2.2%	2	2.3%
	23 年度	3	7.3%	4	8.9%	7	8.1%	0	0%	3	6.7%	3	3.5%
	24 年度	5	12.2%	1	2.2%	6	7.0%	3	7.3%	1	2.2%	4	4.7%
	25 年度	0	0%	1	2.2%	1	1.2%	3	7.3%	4	8.9%	7	8.1%
不何	26 年度	0	0%	0	0%	0	0%	2	4.9%	0	0%	2	2.3%
-	27 年度以降	10	24.4%	5	11.1%	15	17.4%	9	22.0%	4	8.9%	13	15.1%
	その他	18	43.9%	26	57.8%	44	51.2%	20	48.8%	28	62.2%	48	55.8%
	合 計	41	100%	45	100%	86	100%	41	100%	45	100%	86	100%
	今年度	4	9.1%	3	10.3%	7	9.6%	3	6.8%	2	6.9%	5	6.8%
	22 年度	1	2.3%	1	3.4%	2	2.7%	1	2.3%	2	6.9%	3	4.1%
	23 年度	3	6.8%	1	3.4%	4	5.5%	2	4.5%	1	3.4%	3	4.1%
1 000	24 年度	3	6.8%	2	6.9%	5	6.8%	2	4.5%	0	0%	2	2.7%
	25 年度	3	6.8%	0	0%	3	4.1%	1	2.3%	1	3.4%	2	2.7%
八八四	26 年度	2	4.5%	0	0%	2	2.7%	1	2.3%	0	0.0%	1	1.4%
	27 年度以降	11	25.0%	7	24.1%	18	24.7%	11	25.0%	5	17.2%	16	21.9%
	その他	17	38.6%	15	51.7%	32	43.8%	23	52.3%	18	62.1%	41	56.2%
	合 計	44	100%	29	100%	73	100%	44	100%	29	100%	73	100%
	今年度	10	18.5%	2	11.1%	12	16.7%	3	5.6%	0	0%	3	4.2%
	22 年度	3	5.6%	0	0%	3	4.2%	2	3.7%	1	5.6%	3	4.2%
	23 年度	7	13.0%	1	5.6%	8	11.1%	4	7.4%	1	5.6%	5	6.9%
400 [24 年度	3	5.6%	2	11.1%	5	6.9%	3	5.6%	3	16.7%	6	8.3%
	25 年度	3	5.6%	0	0%	3	4.2%	1	1.9%	0	0%	1	1.4%
八八山山	26 年度	1	1.9%	0	0%	1	1.4%	3	5.6%	0	0%	3	4.2%
	27 年度以降	13	24.1%	5	27.8%	18	25.0%	13	24.1%	4	22.2%	17	23.6%
	その他	14	25.9%	8	44.4%	22	30.6%	25	46.3%	9	50.0%	34	47.2%
	合 計	54	100%	18	100%	72	100%	54	100%	18	100%	72	100%
												次百に紹	士 ノ

次頁に続く

前頁の続き

7 学学	10.10000000000000000000000000000000000			教	員					職	員		
八子疋	員規模区分	大学	法人	短大流	去人等	合	計	大学	法人	短大流	去人等	合	計
	今年度	5	8.6%	0	0%	5	7.7%	3	5.2%	1	14.3%	4	6.2%
	22 年度	4	6.9%	1	14.3%	5	7.7%	4	6.9%	0	0%	4	6.2%
	23 年度	3	5.2%	1	14.3%	4	6.2%	4	6.9%	1	14.3%	5	7.7%
500 人	24 年度	9	15.5%	0	0%	9	13.8%	6	10.3%	0	0%	6	9.2%
未満	25 年度	3	5.2%	1	14.3%	4	6.2%	6	10.3%	1	14.3%	7	10.8%
> > 	26 年度	2	3.4%	0	0.0%	2	3.1%	4	6.9%	0	0%	4	6.2%
	27 年度以降	15	25.9%	2	28.6%	17	26.2%	10	17.2%	2	28.6%	12	18.5%
	その他	17	29.3%	2	28.6%	19	29.2%	21	36.2%	2	28.6%	23	35.4%
	合 計	58	100%	7	100%	65	100%	58	100%	7	100%	65	100%
	今年度	5	10.6%	0	0%	5	10.0%	3	6.4%	0	0%	3	6.0%
	22 年度	4	8.5%	0	0%	4	8.0%	3	6.4%	0	0%	3	6.0%
	23 年度	3	6.4%	0	0%	3	6.0%	4	8.5%	0	0%	4	8.0%
COO 1	24 年度	5	10.6%	2	66.7%	7	14.0%	3	6.4%	1	33%	4	8.0%
600 人 未満	25 年度	11	23.4%	0	0%	11	22.0%	2	4.3%	0	0%	2	4.0%
八四四	26 年度	2	4.3%	0	0%	2	4.0%	4	8.5%	0	0%	4	8.0%
	27 年度以降	5	10.6%	1	33.3%	6	12.0%	7	14.9%	1	33.3%	8	16.0%
	その他	12	25.5%	0	0.0%	12	24.0%	21	44.7%	1	33.3%	22	44.0%
=	合 計	47	100%	3	100%	50	100%	47	100%	3	100%	50	100%
	今年度	2	3.2%	_	_	2	3.2%	3	4.8%	_	_	3	4.8%
	22 年度	4	6.5%		1	4	6.5%	3	4.8%	1		3	4.8%
	23 年度	8	12.9%	_	_	8	12.9%	6	9.7%	_	_	6	9.7%
800 人	24 年度	10	16.1%	_	_	10	16.1%	7	11.3%	_	_	7	11.3%
未満	25 年度	6	9.7%		_	6	9.7%	5	8.1%		_	5	8.1%
> VIIIed	26 年度	4	6.5%		_	4	6.5%	3	4.8%		_	3	4.8%
	27 年度以降	16	25.8%		_	16	25.8%	19	30.6%	_	_	19	30.6%
	その他	12	19.4%	_	_	12	19.4%	16	25.8%	_	_	16	25.8%
	合 計	62	100%	_	_	62	100%	62	100%	_	_	62	100%
	今年度	0	0%	-		0	0%	1	3.4%	-	_	1	3.4%
	22 年度	1	3.4%	_	_	1	3.4%	2	6.9%	_	_	2	6.9%
	23 年度	3	10.3%	1	-	3	10.3%	3	10.3%	1	_	3	10.3%
1 000 1	24 年度	4	13.8%		_	4	13.8%	2	6.9%		_	2	6.9%
1,000 人 未満	25 年度	5	17.2%		_	5	17.2%	3	10.3%		_	3	10.3%
/[시刊]	26 年度	4	13.8%			4	13.8%	1	3.4%		_	1	3.4%
	27 年度以降	5	17.2%			5	17.2%	8	27.6%		_	8	27.6%
	その他	7	24.1%	_	_	7	24.1%	9	31.0%		_	9	31.0%
	合 計	29	100%	_		29	100%	29	100%	_		29	100%

次頁に続く

前頁の続き

7 254	10000000000000000000000000000000000000			教	員					職	員		
八子疋	員規模区分	大学	法人	短大流	去人等	合	計	大学	法人	短大流	去人等	合	計
	今年度	7	11.5%	_	_	7	11.5%	10	16.4%	_	_	10	16.4%
	22 年度	3	4.9%	_	_	3	4.9%	2	3.3%	_	_	2	3.3%
	23 年度	10	16.4%		_	10	16.4%	7	11.5%	1	_	7	11.5%
1 500 1	24 年度	6	9.8%		_	6	9.8%	2	3.3%	1	_	2	3.3%
1,500 人 未満	25 年度	10	16.4%		_	10	16.4%	7	11.5%	_	_	7	11.5%
八個	26 年度	4	6.6%	_	_	4	6.6%	0	0%	_	_	0	0%
	27 年度以降	13	21.3%	_	_	13	21.3%	19	31.1%	_	_	19	31.1%
	その他 8 13.1% 8 13.1% 14 23.0% -	_	14	23.0%									
	合 計	61	100%	_	_	61	100%	61	100%	_	_	61	100%
	今年度	9	16.1%		_	9	16.1%	7	12.5%	1	_	7	12.5%
	22 年度	7	12.5%	-	_	7	12.5%	2	3.6%	-	_	2	3.6%
	23 年度	5	8.9%	_	_	5	8.9%	4	7.1%	_	_	4	7.1%
0.000 1	24 年度	8	14.3%	_	_	8	14.3%	8	14.3%	_	_	8	14.3%
3,000 人 未満	25 年度	5	8.9%	_	_	5	8.9%	7	12.5%	_	_	7	12.5%
/\\1 \mu_j	26 年度	2	3.6%	_	_	2	3.6%	6	10.7%	_	_	6	10.7%
	27 年度以降	14	25.0%	ı	_	14	25.0%	13	23.2%	ı	_	13	23.2%
	その他	6	10.7%	-	_	6	10.7%	9	16.1%		_	9	16.1%
	合 計	56	100%		_	56	100%	56	100%		_	56	100%
	今年度	2	6.9%		_	2	6.9%	2	6.9%		_	2	6.9%
	22 年度	0	0%	-	_	0	0%	1	3.4%	1	_	1	3.4%
	23 年度	3	10.3%	_	_	3	10.3%	3	10.3%	_	_	3	10.3%
3,000 人	24 年度	5	17.2%	_	_	5	17.2%	3	10.3%	_	_	3	10.3%
以上	25 年度	6	20.7%	-	_	6	20.7%	6	20.7%		_	6	20.7%
	26 年度	4	13.8%	-	_	4	13.8%	3	10.3%		_	3	10.3%
	27 年度以降	7	24.1%	-	_	7	24.1%	9	31.0%		_	9	31.0%
	その他	2	6.9%	_	_	2	6.9%	2	6.9%	_	_	2	6.9%
	合 計	29	100%	_	_	29	100%	29	100%	_	_	29	100%

財団法人 私立大学退職金財団

平成21年度 退職金等に関する実態調査

本調査は、下記の方法のどちらかで7月31日(金)までにご回答ください。 (全ての質問にご回答ください)

---- 調査の回答にあたって -----

○ 当財団ホームページで回答 (**退職金規程等のみ郵送してください**)

または

○ 添付の回答用紙で回答 **(回答用紙と退職金規程等を郵送してください)**

I 基本事項についてうかがいます。

- A 1 退職金規程により、大学、短期大学、高等専門学校の退職金を支給する教職員数(休職者を含む) と、そのうち当財団へ登録している教職員は何人ですか。
- A 2 平成 20 年度の決算において、退職給与引当金の会計処理について、日本公認会計士協会学校法人 委員会報告第 29 号 (以下、「第 29 号」とします。) による会計処理を行っていますか。 なお、第 29 号は、当財団ホームページおよび事務の手引 147 ページに掲載しています。
 - ① 行っている
- ② 行っていない
- A 3 平成 20 年度の決算において、退職給与引当金(第 29 号による調整額の加減前の金額)は、期末要 支給額の何%ですか。
 - ① 100%
- ② 80%以上
- ③ 50%以上

- ④ 50%未満
- ⑤ その他(期末要支給額計上方式を採用していない)
- A 4 平成 20 年度の決算において、前問でお答えいただいた退職給与引当金に対する退職給与引当特定 預金は、何%ですか。
 - ① 75%以上
- ② 50%以上
- ③ 25%以上

- ④ 25%未満
- ⑤ 退職給与引当特定預金を計上していない
- A 5 大学等に常時勤務する教員、職員(以下、「教員・職員」という)の定年年齢をお答えください。 なお、定年年齢が複数ある場合には、適用者が最も多い年齢を記入してください。また、定年制度が無い場合には、「O歳」と記入してください。

A 6 教員・職員別に選択定年制を定めていますか。

① 設けている

優遇措置(割増退職金)が受けられる制度とします。

Ⅱ 退職金規程等についてうかがいます。 B1 退職金規程の適用となる教職員は、どの範囲ですか。 ① 専任の教職員 ② 専任の教職員および期限付雇用の教職員 ③ その他 B2 退職金の支給条件として必要な在籍期間は何年ですか。 なお、半年(6ヵ月)等年単位でない場合は、月数は切り捨ててお答え下さい。 ① 0年以上 ② 1年以上 ③ 2年以上 ④ 3年以上 ⑤ 4年以上 ⑥ その他(制限なしを含む) B3 退職金の算定方法を、お答えください。 ① 退職金算定基礎額×支給率 ② 退職金算定基礎額×支給率+功労金等 ③ ポイント制 ④ その他(その他記載欄にご記入ください) B4 退職金の算定基礎額を、お答えください。 ① 退職時の俸給(本俸) ② 退職時の俸給に計算式を加える(手当以外) ③ 退職時の俸給に手当等(金額)を加える ④ 過去の俸給等(退職時の俸給以外)の平均 ⑤ その他(その他記載欄にご記入ください) B5 「定年退職」と「自己都合退職」の場合に、退職金額に差がありますか。 ① ある ② なし B6 退職金支給率は、何を基準としていますか。 当財団交付率を準用 ② 国家公務員の支給率を準用 ③ 地方公務員の支給率を準用 ④ 独自の支給率 ⑤ その他(国公立大学法人の支給率を準用、ポイント制等) B7 退職金の実際の支払日を、お答えください。 たとえば、10日以内の場合は、⑤の「退職後1ヵ月以内」と、お答えください。 ① 最終出勤日 ② 退職日 ③ 最終の給料日 ④ 退職後1週間以内 ⑥ 退職後1ヵ月を超える日 ⑤ 退職後1ヵ月以内 ⑦ その他(該当なし)

なお、「選択定年制度」とは、定年年齢の前に一定の年齢を設定し、その年齢で退職する場合に、

② 設けていない

④ 現金払いか銀行等振込	② 銀行等振込 ⑤ 現金払いか小切手払い か銀行等振込 ⑧ その6	⑥ 銀行等振込か小切手払い
B9 退職金の増減規定はあり	ますか。	
① ある	② なし	
B10 退職金の返還規定はあ	りますか。	
① ある	② なし	
① 今年度	② 平成 22 年度	
	⑤ 平成 25 年度⑧ その他(予定なし、	
		ご協力ありがとうございました

「平成21年度退職金等に関する実態調査」 回答用紙

1. 会 員 番 号	2.維持会員名	
3. 回答記入者氏名	4. 所属部課名	

学校種別	学校名
1. 大 学	
2. 短 期 大 学	
3. 高等専門学校	

全ての質問にご回答下さい。

回答は、選択肢の番号、人数または年齢を数字でご記入ください。

I 基本事項についてうかがいます。

	区	分	退職金を支給する人数	当財団へ登録している人数
A1	教	員	人	人 人
	職	員	人	人 人

A 2	A 3		A 4	
-----	-----	--	-----	--

	区	分	定年年齢		区	分	選択定年制
A 5	教	員	歳	A 6	教	員	
	職	員	歳		職	員	

Ⅱ 退職金規	程等について	こうかがいます。		会 員 福		
В 1		B 2				
В3		(その他記載欄)				
В 4		(その他記載欄)				
B 5		В 6	B 7		В8	
В9	増額規定	減額規定				
B10						
Ⅲ その他の	事項について	こうかがいます。				
C 1	教員職員					

私大退職金財団報

第67号

平成 21 年 12 月 1 日

発 行 人 財団法人 私立大学退職金財団 〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25

私学会館別館 10 階

TEL 03 - 3234 - 3361 (代表) FAX 03 - 3234 - 3365 http://www.shidai-tai.or.jp

(禁無断転載・転用)